

# 全銀協SDGsレポート2019-2020



## Contents

はじめに	4
全銀協におけるSDGs推進体制と主な取組項目	6
全銀協の2019年度活動状況	10
1 会員銀行の取組み状況の把握、投融資ポリシーの策定に係る各種サポートの実施	10
2 金融経済教育の推進・拡大	14
3 決済高度化、Fintech等を通じた顧客利便性・安全性向上に資する取組み	19
4 TCFD提言等、および脱炭素社会の実現等に向けた環境問題についての研究、対応	23
5 金融犯罪およびマネー・ローンダリング、FATFへの対応	28
6 ジェンダー平等の推進等、人権に関する対応	30
7 地域経済の活性化、地方創生への取組み	34
8 高齢者等さまざまな利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等	35
会員銀行の取組み	37
1 金融経済教育に関する取組み	38
2 環境に関する取組み	39
3 ダイバーシティ推進に関する取組み	42
4 障がい者対応に関する取組み	43
5 高齢者等対応に関する取組み	45
6 貧困問題に関する取組み	47
7 地方創生に関する取組み	50
8 SDGsの行内浸透に関する取組み	52
有識者コラム	53



## 資料編

58

- |   |  |     |
|---|--|-----|
| 1 | 2019 年度 全銀協 SDGs 関連ニュース&トピックス一覧            | 59  |
| 2 | 第 32 回 人権・同和問題啓発講演会 記録                     | 60  |
| 3 | 金融機関における金融 EDI 情報の利活用に関する研究会報告書            | 121 |
| 4 | 手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書                    | 157 |
| 5 | 税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会調査レポート                | 192 |
| 6 | 子どもの貧困問題に関する説明会 講演録                        | 237 |
| 7 | 欧州タクソノミーに関する技術報告書のパブリックコメントに対するコメント（和文、英文） | 275 |



## はじめに

現在、我が国を含む世界は、新型コロナウイルス感染症の拡大という難局に直面しており、銀行界としても、まずはこの難局を乗り切るべく、金融サービスを通じて取引先や社会をしっかりと支え続けていくことが責務であります。

この新型コロナウイルスの難局を乗り越えることが最優先の課題ですが、このほかにも、私達は今、気候変動問題、経済格差や人権侵害等、さまざまなグローバル規模の環境・社会問題に直面しています。また、世界経済の先行きが不透明なか、デジタルイノベーションの進展やわが国における少子高齢化の進行は、さまざまな業界にパラダイムシフトを巻き起こしており、銀行界においても、金融サービスのグローバル化や金融のアンバンドリングに伴う金融のフロンティアの拡大等、産業構造の大きな転換期に直面しています。

2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」において、持続可能な社会の実現に向けた2030年までに達成すべき17の目標として「SDGs（持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals）」が採択され、世界各国の政府や民間企業において目標の達成に向けた取組みが進められてきました。

しかし、2019年9月に国連で開催されたSDGsに関する首脳級会合において、多くの目標で達成に向けた進捗の遅れが指摘され、あらゆるステークホルダーに対して行動の加速を求める政治宣言「Gearing up for a decade of action and delivery for sustainable development（持続可能な開発に向けた行動と遂行の10年に向けた態勢強化）」が採択されました。

全てのステークホルダーに対して積極的な取組みがますます期待されるなか、我々銀行界も社会の持続的発展に向けての課題解決に一層取り組んでいかなければなりません。

全銀協では、2018年3月に「行動憲章」を改定し、持続可能な社会の実現や社会的課題の解決に向けて銀行の役職員に期待される役割等を明記するとともに、銀行界として中長期的な視点での取組みを一層強化するべく、SDGsに関する推進体制と主な取組項目を整備し、具体的な取組みを進めてきました。

令和という新時代を迎え、2019年度を「新時代の経済・社会課題の解決に貢献する一年」と位置づけ、銀行界を取り巻く環境変化を踏まえたSDGsの主な取組項目の見直しを行い、活動を継続・深化させてきました。今般、その活動実績等を「全銀協SDGsレポート2019-2020」としてとりまとめました。

私達が抱える経済・社会課題は多岐に亘り、いずれも避けて通ることのできない課題です。さまざまな課題が国境・産業を超えて複雑に絡み合うなか、金融仲介機能を通じてあらゆる産業との結節点となっている銀行界に期待される役割は、ますます重要なものとなってきています。社会の持続的発展と企業価値の向上を両立させるために、銀行界にはこれまでの常識に捉われず、時代の先を見据えた進化が求められています。

全銀協としても、会員銀行の取組みを精一杯後押ししていく所存です。本レポートの発刊により、銀行界におけるSDGsの取組みにおいて、一層の着意醸成、理解促進等が進めば幸いです。

2020年6月  
一般社団法人 全国銀行協会



# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



# 全銀協における SDGs 推進体制と主な取組項目

## ① 経緯等

2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」においてSDGs（持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals）が採択され、国連に加盟する全ての国が2016年から2030年までに持続可能な開発のための諸目標の達成に向け行動することを宣言しました。日本政府においても2016年5月に総理大臣を本部長とする「SDGs推進本部」が設置され、2019年6月に「拡大版SDGsアクションプラン2019」が決定される等、取組みが進められています。

金融界では、ESG（Environment（環境）・Social（社会）・Governance（ガバナンス））の課題を考慮してファイナンスを行うESG金融や、TCFD提言等を踏まえた情報開示に関する議論が活発化しています。

銀行界においては、これまでもお客さまへのサービス提供、社会インフラの一端を担うという点での金融インフラの整備、社会貢献活動の実施等の観点で、さまざまな取組みを行ってきたところですが、さらに中長期的な視点においてSDGsで掲げられている諸課題に対する取組みを強化するため、2018年3月、全銀協におけるSDGsの推進体制およびSDGsの17目標と関連付けた取組項目を決定し、必要な見直しを行いながら、具体的な取組みを推進してきました。

## ② SDGs 推進体制

SDGsの課題は非常に多岐に亘るとともに、中長期的に取り組むことが必要です。全銀協のあらゆる検討部会が横断的に関与し、腰を据えた対応を行うべく、全銀協は、2018年に企画委員会の傘下に「SDGs/ESG推進検討部会」を設置し、関連する各検討部会と連携しつつ、SDGsに関する全体施策を推進する体制を構築しました。具体的には、SDGs/ESG推進検討部会を中心に、SDGsに関する施策の立案（P）、全般の対応を行いつつ、案件により関連する検討部会に業務を委嘱できる体制（D）とし、進捗状況を定期的に確認・必要な見直しをするとともに（C・A）、年次ベースで総括する（PDCAサイクルを回す）ことで、刻々と変化する社会情勢や銀行界を取り巻く環境を踏まえ、中長期的にSDGsの課題に取り組むこととしています。

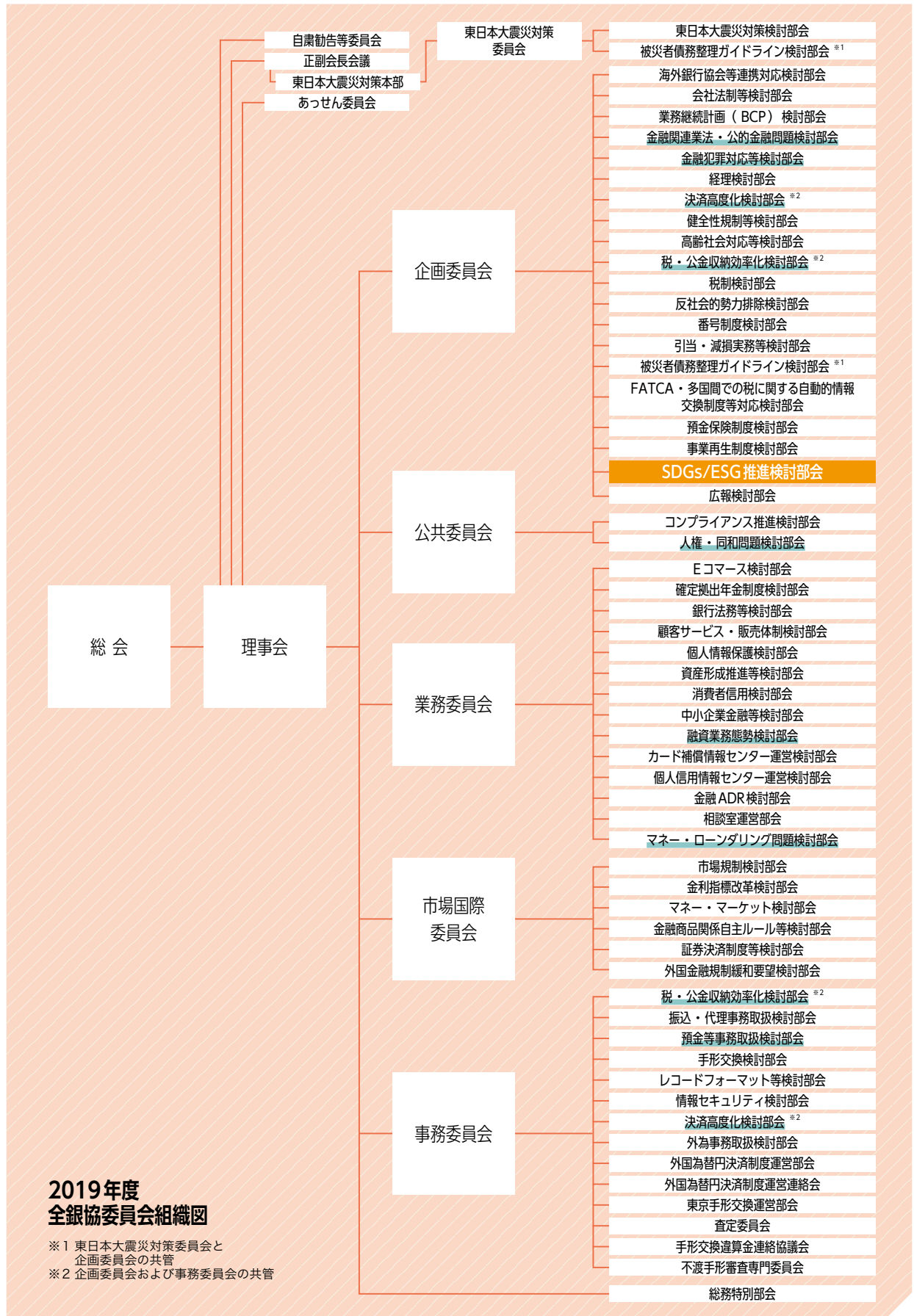
2019年度の推進体制は7頁のとおりです。

## ③ 全銀協の主な取組項目

全銀協は、2018年3月の理事会において主な取組項目を決定し、必要な見直しを行いながら具体的な取組みを進めてきました。2019年度の主な取組項目は8、9頁のとおりです。

2019年度 全銀協SDGs推進体制

※下線部は関連する検討部会



SDGs 推進体制と主な取組項目

全銀協の2019年度活動状況

会員銀行の取組み

有識者コラム

資料編

## 2019年度 主な取組項目

課題（大項目）	課題（中項目）	2019年度の具体的な取組み
<b>1. 会員銀行の取組み状況の把握、投融資ポリシーの策定に係る各種サポートの実施（共通）</b> 【担当：SDGs/ESG推進検討部会】	(1)全銀協としての取組み状況の整理・確認（SDGs/ESGに関するアンケート等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>SDGs/ESGに関するアンケート等の実施による会員銀行の取組み状況の把握</li> <li>「全銀協SDGsレポート 2019-2020」の作成・公表</li> </ul>
	(2)投融資ポリシー策定に関する研究・調査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境、人権等に関する投融資ポリシー策定に関する国内外の事例等の研究、調査等を実施</li> </ul>
 <b>2. 金融経済教育の推進・拡大（目標④）</b> 【担当：SDGs/ESG推進検討部会】	金融経済教育の推進・拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融経済教育に係るアンケートの実施による会員銀行の取組み状況の把握、公表</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>金融経済教育アプリやウェブサイトを通じた若年層に対する活動の強化（マス広告の実施）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>どこでも出張講座の継続実施</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの貧困問題等の解決にも資する会員銀行の取組みの事例の還元、金融経済教育のモデル事例の検討、勉強会の実施等</li> </ul>
 <b>3. 決済高度化、Fintech等を通じた顧客利便性・安全性向上に資する取組み（目標⑨）</b> 【担当：決済高度化検討部会、税・公金収納効率化検討部会】	(1)XML 電文への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>全銀EDIシステムの認知度向上、金融EDIの利用促進に向けた活動の実施</li> </ul>
	(2)全銀システム稼動時間拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>モアタイムシステムの利用促進に向けた活動の実施等</li> </ul>
	(3)オープンAPI推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「オープンAPIのあり方に関する検討会」における成果物に対する更新検討</li> <li>オープンAPIの導入に関する金融機関における取組みの実態把握と必要に応じた会員銀行への情報提供</li> </ul>
	(4)手形・小切手機能の電子化に向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>手形・小切手機能の電子化状況のモニタリングの実施等</li> <li>手形・小切手機能の電子化に係る周知・広報等の実施</li> </ul>
	(5)税・公金収納・支払の効率化の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>税・公金収納・支払の効率化に向けた周知・広報等活動の実施や、その他必要な活動の検討等</li> </ul>
   <b>4. TCFD提言等、および脱炭素社会の実現等に向けた環境問題についての研究、対応（目標⑫、⑬、⑭）</b> 【担当：SDGs/ESG推進検討部会】	(1)TCFD提言等を受けた取組みに関する調査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>TCFD提言等に関する国内外の動向を踏まえた会員銀行への情報提供等の実施</li> </ul>
	(2)気候変動問題等、環境問題に関する取組みの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>低炭素社会実行計画および循環型社会形成自主行動計画に関するフォローアップ調査の継続実施（会員銀行の電力使用原単位、再生紙および環境配慮型用紙購入率、紙のリサイクル率）</li> <li>長期の温暖化対策に関する会員銀行の取組み状況の把握および支援</li> <li>プラスチック関連目標に関する会員銀行の取組み状況の把握等</li> <li>エコ壁新聞コンクールの継続実施</li> </ul>

課題（大項目）	課題（中項目）	2019年度の具体的な取組み
 <b>5. 金融犯罪およびマネー・ロンダリング、FATFへの対応（目標⑯）</b> 【担当：金融犯罪対応等検討部会、マネー・ロンダリング問題検討部会】	(1)金融犯罪防止に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>「インターネット・バンキングのセキュリティ対策に関するアンケート調査」の継続実施</li> <li>振り込め詐欺等撲滅に向けた啓発活動の継続実施</li> </ul>
	(2)FATF第4次相互審査への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>FATF第4次相互審査対応</li> <li>AML/CFT対策支援室を通じた会員銀行の態勢整備支援</li> <li>マネロン高度化官民連絡会等を通じた官民連携の強化</li> <li>新しい顧客管理措置の開始に係る顧客向け広報活動の実施</li> </ul>
 <b>6. ジェンダー平等の推進等、人権に関する対応（目標⑤、⑩）</b> 【担当：人権・同和問題検討部会、SDGs/ESG推進検討部会】	ジェンダー平等の推進等、人権に関する対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権講演会の開催、人権啓発標語の募集、表彰</li> <li>人権研修テキストの作成、人権関係情報の会員銀行への発信等</li> <li>障がい者対応等に向けた取組みに関するアンケート調査の継続実施、公表</li> <li>各会員銀行の取組み事例の展開等</li> </ul>
 <b>7. 地域経済の活性化、地方創生への取組み（目標⑧）</b> 【担当：融資業務態勢検討部会】	地方創生の取組み推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会員銀行の取組み事例の調査および対外的な情報発信の実施</li> <li>「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」等を通じた情報収集および会員銀行への必要な情報還元等の実施</li> </ul>
 <b>8. 高齢者等さまざまな利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等（目標⑧）</b> 【担当：SDGs/ESG推進検討部会、金融関連業法・公的金融問題検討部会、人権・同和問題検討部会、預金等事務取扱検討部会】	高齢者等さまざまな利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等に向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症サポーター養成講座の継続実施</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>関連するテーマの講演会の開催等</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>資産寿命延伸や成年後見制度等に関する高齢者向けの金融リテラシー教材の制作、および周知活動の実施等</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>金融審議会（市場ワーキング・グループ）等、関係省庁等での高齢社会における金融サービスのあり方の検討に対する意見発信および会員銀行への情報提供</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニケーションボードの一層の多言語化の実施等</li> </ul>

# 全銀協の2019年度活動状況

全銀協はSDGsの17目標に関連付けた8つの主な取組項目を掲げ、2019年度の取組みを推進してきました。各取組みの概要と2019年度の成果等を紹介します。

## 1 会員銀行の取組み状況の把握、投融資ポリシーの策定に係る各種サポートの実施



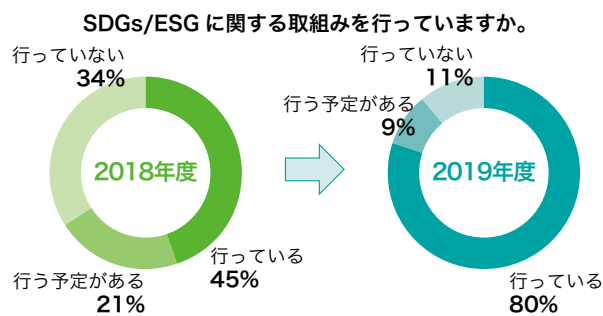
SDGsの17目標の達成に向けた銀行界共通の取組みとして、会員銀行の意識醸成や理解促進を目指して、会員銀行の取組み状況の把握やSDGsに関する各種調査の実施や説明会の開催、会員銀行の取組み事例の紹介等を行っています。

### ① SDGs/ESGに関するアンケート調査

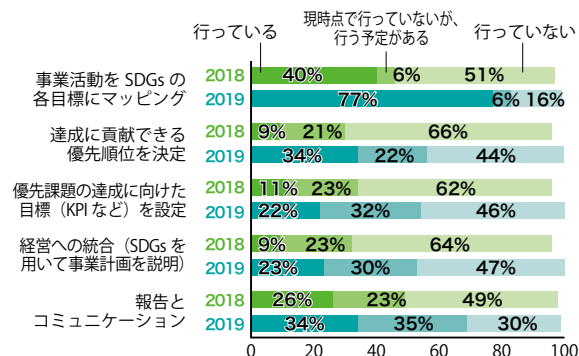
会員銀行の取組み状況等を把握するとともに、その結果の還元による会員銀行の一層の取組み促進を目的として、正会員を対象にSDGsやESGに関する各行の取組みの実態を調査し、その集計結果を還元しています。2019年度の調査では118行から回答があり、SDGs/ESGに関する取組みを行っている会員銀行の割合が80%（2018年度は45%）と大きく増加しました。会員銀行のさらなる取組みを支援するため、今後も継続的にアンケート調査を実施する予定です。

#### 2019年度アンケート結果（概要）

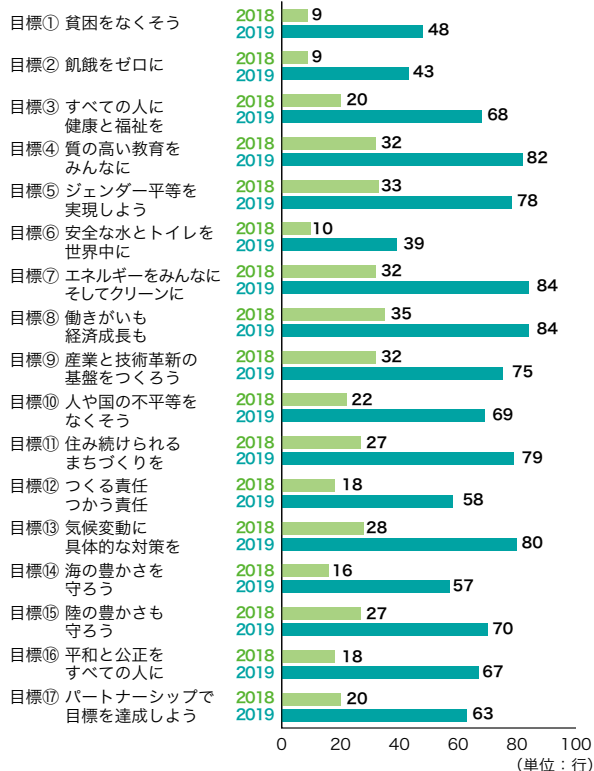
- 回答があった118行中94行（80%）がSDGs/ESGに関する取組みを行っており、行う予定があると回答したのは11行（9%）でした。



- SDGs/ESGに関する会員銀行の取組みの状況



- SDGs17目標のうち会員銀行が取り組んでいる目標（複数回答）





## ② 全銀協 SDGs レポートの発行

SDGs/ESGに関する銀行界の取組みについて対外的な発信を強化すること、SDGs/ESGの観点から踏まえた課題に対して会員銀行の理解を深め、自主的取組みの推進を一層支援することを目的として、2018年度から「全銀協SDGsレポート」を発行しています。また、日本の銀行界の取組みを広く世界に周知できるよう英語版「JBA SDGs Report」も作成・公表しています。

今年度の本レポートでは、全銀協の2019年度の主な活動状況についての掲載のほか、会員銀行のSDGsに関する取組み事例、有識者のコラム等を掲載しています。

## ③ 投融資ポリシー策定に関する研究・調査等

社会的課題解決に向けて銀行界に期待される役割・責任はますます大きなものになっており、特定業種・セクターに対する投融資ポリシーを策定し、実行する動きが広がっています。こうした背景を踏まえ、全銀協は2018年度、投融資ポリシーの国内外の事例等について調査し、報告書を取りまとめました。

2019年度も引き続き、会員銀行が投融資ポリシーを策定するに当たっての参考となるよう、国内外の金融機関における具体的な進捗状況をフォローアップし、報告書「TCFD最終報告書を受けた取組みと投融資ポリシー策定に関する調査」を取りまとめました。

### 国内金融機関における投融資ポリシーの取組事例（各行ウェブサイト等より）

#### (1) みずほフィナンシャルグループ

対象セクター	内容
	禁止する主たる取引
	<ul style="list-style-type: none"> <li>反社会的勢力等が関係する先や、これらの組織が関係する取引に対する投融資等</li> <li>法令やルールに違反する事業を営む先や、違法・脱法行為に対する与信</li> <li>公序良俗に反する事業や倫理的に問題のある事業など、社会的な規範を逸脱する、あるいは社会的な批判を受ける懸念が強い事業活動を行う先に対する与信</li> <li>クラスター弾の製造を行う企業への投融資等</li> </ul>
	特に留意する主たる取引
兵器	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦争・紛争における殺傷・破壊を目的とする兵器の製造を資金使途とする投融資等は回避します。</li> </ul>
石炭火力発電	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動は、さまざまな経済・社会的課題とも密接に結びついており、中長期的な視点での対応が必要な重要課題であると認識しています。〈みずほ〉は、総合金融グループとして、お客さま等のステークホルダーとの対話やコンサルティング機能を発揮し、脱炭素社会への移行に向けて気候変動への対応に積極的に取り組めます。また、これらの取組みにあたっては、各国におけるエネルギーの安定供給確保の観点から踏まえて進めていきます。</li> <li>また、石炭火力発電は、他の発電方式対比温室効果ガス排出量が多く、硫黄酸化物・窒素酸化物等の有害物質を放出する等、気候変動や大気汚染への懸念が高まるリスクを内包しています。</li> <li>こうした点を踏まえ、石炭火力発電の新規建設を資金使途とする投融資等については、日本のエネルギー政策や法規制、国際的ガイドライン（OECD公的輸出信用ガイドラインなど）、導入国のエネルギー政策・気候変動対策と整合する場合に限り対応します。その上で、原則、世界最新鋭である超々臨界圧及び、それ以上の高効率の案件に限定します。（ただし、運用開始日以前に支援意思表明済みの案件は除きます。）</li> </ul>
パームオイル、木材	<ul style="list-style-type: none"> <li>パームオイルや木材は人々の暮らしや社会の維持に欠かせない重要な原料である一方で、生産過程で先住民の権利侵害や児童労働等の人権課題、天然林の伐採・焼き払いや生物多様性の毀損などの環境問題がおこりうることを認識しています。〈みずほ〉は、それらの人権侵害や環境破壊への加担を避けるため、持続可能なパーム油の国際認証・現地認証や、国際的な森林認証制度の取得状況、先住民や地域社会とのトラブルの有無等に十分に注意を払い取引判断を行います。</li> </ul>

みずほFG 責任ある投融資等に向けた取組み <https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/business/investment/index.html>

#### (2) 三菱UFJフィナンシャル・グループ

対象セクター	内容
	ファイナンスを禁止する事業
	<ul style="list-style-type: none"> <li>違法または違法目的の事業</li> <li>公序良俗に反する事業</li> <li>ラムサール条約指定湿地へ負の影響を与える事業</li> <li>ユネスコ指定世界遺産へ負の影響を与える事業</li> <li>絶滅のおそれのある野生動物種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）に違反する事業</li> <li>児童労働・強制労働を行っている事業</li> </ul>
	ファイナンスに際して特に留意する事業
セクター横断的な項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>先住民の地域社会へ負の影響を与える事業</li> <li>非自発的住民移転に繋がる土地収用を伴う事業</li> <li>保護価値の高い地域へ負の影響を与える事業</li> </ul>
石炭火力発電セクター	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保護、とりわけ気候変動および持続可能なエネルギーへの取組みは、MUFG に与えられた社会的使命の中でも最も重要なものの一つです。</li> <li>パリ協定の合意事項達成に向けた国際的な取組みに賛同する立場から、事業を通じた持続可能な成長および低炭素社会への移行を支援するため、太陽光・風力などの再生可能エネルギー事業に対して積極的にファイナンスを実施しています。</li> <li>新設の石炭火力発電所へのファイナンスは、原則として実行しません。</li> <li>但し、当該国のエネルギー政策・事情等を踏まえ、OECD 公的輸出信用アレンジメントなどの国際的ガイドラインを参照し、他の実行可能な代替技術等を個別に検討した上で、ファイナンスを取り組む場合があります。</li> <li>また、温室効果ガス排出削減につながる先進的な高効率発電技術や二酸化炭素回収・貯留技術（Carbon dioxide Capture and Storage, CCS）などの採用を支持します。</li> </ul>
クラスター弾製造セクター	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラスター弾は、一般市民に甚大な影響を与えてきた兵器です。内蔵する複数の子弾が空中で広範囲に散布する爆弾であり、人道上的懸念が大きいと国際社会で認知されています。</li> <li>クラスター弾の非人道性を踏まえ、クラスター弾製造企業に対するファイナンスを禁止しています。</li> </ul>

森林セクター	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林は、多様な野生動物の生息地となることで、生物多様性の保全・保護に重要な価値を有するとともに、木材、紙、パルプなどの原産地として、地域経済を支える重要な存在です。また、森林が有する二酸化炭素の吸収・貯蔵機能を通じ、気候変動の緩和に重要な役割を果たしています。無秩序且つ大規模な森林破壊は、地球環境に対して重大な負の影響を及ぼすことをMUFGは認識しています。</li> <li>植林地の経営を含む森林伐採事業に対するファイナンスの実行を検討する際には、お客さまの環境・社会配慮の実施状況を確認します。</li> <li>高所得 OECD 加盟国以外において上記の森林事業に対してファイナンスを実行する際には、お客さまに対し、国際的に認められている認証（FSC（Forest Stewardship Council）、PEFC（Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes）等）の取得を求めます。未取得の場合には、取得に係る行動計画の提出を求めます。</li> </ul>
パーム油セクター	<ul style="list-style-type: none"> <li>パーム油は、調理用油、洗剤、塗料などの日常生活に欠かせない製品を作るためにも使われます。また、パーム油の消費拡大が、多くの国々の経済的成長を促進した側面もあります。一方、パーム油のプランテーションにおいて、自然林の伐採や野焼きが行われる場合、野生動物の生息地の破壊や地域社会との対立などを引き起こす可能性があります。</li> <li>そのため、パーム油のプランテーション事業は、責任を持って管理されなければ、地球環境に対して重大な負の影響を及ぼすことをMUFGは認識しています。</li> <li>パーム油のプランテーションの所有・経営事業に対するファイナンスの実行を検討する際には、お客さまの環境・社会配慮の実施状況を確認します。</li> <li>上記のパーム油事業に対してファイナンスを実行する際には、お客さまに対し、RSPO（Roundtable on Sustainable Palm Oil）への参加を促すとともに、RSPO等の認証取得を求めます。未取得の場合には、取得に係る行動計画の提出を求めます。</li> </ul>
鉱業（石炭）セクター	<ul style="list-style-type: none"> <li>炭鉱開発は責任を持って管理されなければ、炭鉱落盤事故による死傷者の発生、人権侵害、炭鉱から排出される有害廃棄物による生態系への影響など、環境・社会に負の影響を及ぼすことをMUFGは認識しています。加えて、石炭は他のエネルギー資源に比べて、火力発電所などで燃焼される場合、多くの温室効果ガスを排出することも事実であり、発電事業向けに一般炭を供給する新規の炭鉱開発が、将来の温室効果ガス排出量増加につながる可能性があることをMUFGは認識しています。</li> <li>新規の炭鉱開発に対するファイナンスの実行を検討する際には、お客さまの環境・社会配慮の実施状況を確認します。それには開発による生態系への影響とその対応や地域住民との関係、労働安全衛生への対応が含まれます。</li> <li>また、自然環境に対して重大な負の影響を与える山頂除去採掘（Mountain Top Removal/MTR）方式で行う炭鉱採掘事業にはファイナンスは供与しません。</li> </ul>

MUFG 方針/ガイドライン <https://www.mufig.jp/csr/policy/index.html>

### (3) 三井住友フィナンシャルグループ

対象セクター	内容
クラスター爆弾やその他の殺戮兵器の製造	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラスター弾製造については、その非人道性を踏まえ、「与信の基本理念に反する先」として、製造企業宛での与信を禁止しております。また、人道上の観点からその他の殺戮兵器製造にも融資資金が用いられないことを確認しています。</li> </ul>
パーム油農園開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境・社会に配慮して生産されたパーム油に与えられる認証である、RSPO（Roundtable on Sustainable Palm Oil）、或いは準ずる認証機関の認証を受けているかどうかを確認し、新規農園開発時の森林資源および生物多様性の保全、児童労働などの人権侵害などが行われていないことを確認し融資を行っています。また、また認証を受けていない取引先については、同認証の取得推奨、支援を行っています。</li> </ul>
森林伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資対象プロジェクトにおいて、森林伐採を伴う場合は、各国の法規制に則り違法伐採や焼却が行われていない旨を確認の上、融資を行っています。また、大規模なプロジェクトについては、エクエーター原則に則り、原生林や生態系の破壊など環境への影響を評価しています。</li> </ul>
石炭火力発電所	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動対策の一環として、石炭火力発電所への融資方針について定めています。国際エネルギー機関（IEA）の報告でも、アジア諸国では石炭火力発電所を新規建設中の国が見られるなど、引き続き石炭が重要なエネルギー源となる地域が存在する一方、先進国では脱炭素への動きが進む中、日本政府も2050年までに温室効果ガス排出量の80%削減を掲げています。</li> <li>かかる状況下、低炭素社会への移行段階として、石炭火力発電所への新規融資は国や地域を問わず「超々臨界」<sup>※1</sup>及びそれ以上の高効率の案件に融資を限定しています。</li> <li>なお、当社として、新興国等のエネルギー不足解決に貢献しうるなどの観点から、適用日以前に支援意志表明をしたもの、もしくは日本政府・国際開発機関などの支援が確認できる場合においては、上記方針の例外として、慎重に対応を検討いたします。</li> <li>※1 蒸気圧240bar 超かつ蒸気温593℃以上。または、CO<sub>2</sub>排出量が750g-CO<sub>2</sub>/kWh未満。</li> <li>また、既存設備の効率化・高度化や、温室効果ガス排出量を抑える設計がされている炭素貯留・回収などの先進技術など環境へ配慮した技術は、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組として支援し、今後は各国の政策や気候変動への取組状況を注視しつつ、定期的な方針の見直しを図ってまいります。</li> </ul>
土壌汚染・アスベスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>担保不動産の土壌汚染リスクに対応するため、一定の条件を満たす場合は土壌汚染リスクの評価を義務付けています。評価により、リスクが高いと判断された場合は当該リスク相当額を評価額から控除しています。また、アスベストリスクについても同様に、担保物件にアスベストリスクの懸念がある場合には、同行で定める条件に基づきリスク相当額を評価額から控除するとともに、取引先にも調査実施を勧奨しています。なお、三井住友銀行店舗のアスベストリスクについても調査を行い、アスベストを確認した建物では適切な除去工事を実施しています。</li> </ul>

SMBC 環境リスクへの対応 <https://www.smbf.co.jp/sustainability/materiality/environment/risk/>

### (4) 三井住友トラスト・ホールディングス

対象セクター	内容
石炭火力発電	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに建設が検討される石炭火力発電プロジェクトについては原則的に取り組みません。ただし、例外的に取り組みを検討していく場合は、OECDガイドラインやプロジェクトの発電効率性能等、より環境負荷を考慮した厳格な取り組み基準の下、個別案件ごとの背景や特性等も総合的に勘案し、慎重な対応を行います。</li> </ul>
兵器製造	<ul style="list-style-type: none"> <li>核兵器、化学兵器、生物兵器等の大量破壊兵器、対人地雷等の非人道兵器の製造を資金使途とする融資等は回避します。</li> </ul>
森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>木材の生産およびそれを原材料とする製造業に対しては、国際的な森林認証制度<sup>※1</sup>の取得状況や、先住民や地域社会とのトラブルの有無等を十分に考慮する等、慎重な対応を行います。</li> <li>※1 FSC（Forest Stewardship Council: 森林管理協議会）による森林の管理・経営を対象とするFM認証（Forest Management Certification）や、認証森林林産物の加工・流通過程の管理を対象とするCoC認証（Chain of Custody Certification）等</li> </ul>
パーム油	<ul style="list-style-type: none"> <li>パーム油の生産およびそれを原材料とする製造業に対しては持続可能なパーム油の国際認証<sup>※2</sup>や、先住民や地域社会とのトラブルの有無等を十分に考慮する等、慎重な対応を行います。</li> <li>※2 NDPE（森林開発ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ）や高炭素貯蔵（HCS）森林の保護を目的に掲げるRSPO（Roundtable on Sustainable Palm Oil: 持続可能なパーム油のための円卓会議）等</li> </ul>

SMTH 融資における環境社会配慮に関する方針の見直しについて <https://www.smth.jp/news/2020/200331.pdf>

### (5) りそなホールディングス

対象セクター	内容
融資業務における基本的な取組姿勢（具体的行動）	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資先のお客さまの社会課題に向けた取り組みを金融機関として積極的に支援します。</li> <li>社会・環境課題解決に向けた取り組みが途上のお客さまに対しては、対話を通じて働きかけを行っていきます。</li> <li>特に深刻な社会課題である「人身売買等の人権侵害への加担」や「児童労働や強制労働」への直接的または間接的な関与が認められる企業との融資取引は行いません。</li> <li>核兵器、化学兵器・生物兵器等の大量破壊兵器や対人地雷・クラスター弾等の非人道的な兵器の開発・製造・所持に関与する先や、国内外の規制・制裁対象となる先、またはその虞のある先への融資は行いません。</li> <li>環境に配慮した商品・サービスの開発・提供などを通じてお客さまの環境保全活動を積極的に支援することは、金融機関の重要な責務であると考えています。したがって、融資を通じて、お客さまの環境に配慮した取り組みを積極的に支援していく一方で、環境に重大な負の影響を及ぼすおそれのある開発プロジェクト等への融資は行いません。</li> <li>石炭火力発電事業にかかるプロジェクトファイナンスについては、災害時対応等の真にやむを得ない場合を除き、新規融資は行いません。</li> </ul>

りそなHD 社会的責任投資に向けた取り組み

<https://www.resona-gr.co.jp/holdings/sustainability/management/investment/index.html>



(6) 九州フィナンシャルグループ

	内容
①積極的に支援する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素社会実現に向けた二酸化炭素排出削減など気候変動の抑制に資する事業</li> <li>水資源や森林資源、絶滅危惧種の保護など生物多様性保全に資する事業</li> <li>農林水産業、観光業など地域の基幹産業の振興に資する事業</li> <li>世界遺産および有形・無形文化財等の文化財保全に資する事業</li> <li>防災・減災に資する事業</li> <li>その他、持続可能な社会づくりに資する事業</li> </ul>
②投融資を行わない先	<ul style="list-style-type: none"> <li>人身売買など人権侵害や強制労働への関与先</li> <li>クラスター弾など非人道的な兵器の開発・製造の関与先や、規制・制裁対象先</li> </ul>

九州フィナンシャルグループ 投融資に関する指針 <https://www.kyushu-fg.co.jp/csr/sdgs.html>

## 2 金融経済教育の推進・拡大



全銀協は従来から、「銀行の役割・機能等の理解促進」および「金融取引に関する意識・知識等の向上」等、金融リテラシー向上を目的とした金融経済教育活動を積極的に行ってきました。

この金融経済教育の意義・目的は、「金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現にも貢献していくこと」（金融経済教育研究会報告書（2013年4月））であり、これは「持続可能なライフスタイルの理解」等をターゲットに掲げるSDGsの目標「4.質の高い教育をみんなに」の達成に寄与するものです。

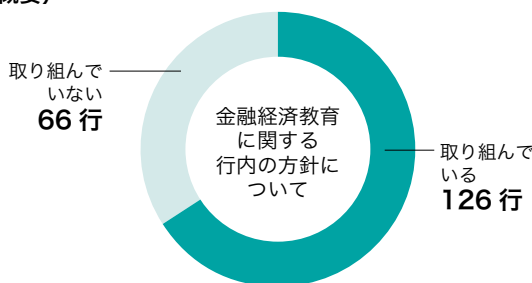
このため、金融経済教育活動をSDGsの主な取組項目の一つに掲げ、中長期的に取組みを推進・拡充していくこととしています。

### 1 金融経済教育に関するアンケート調査

会員銀行における金融経済教育活動に関する取組み状況等を把握し、その結果を還元することにより会員銀行の取組みを一層促進することを目的として、正・準・特例会員を対象にアンケート調査を行いました。192行から回答があり、取組事例等を含む集計結果を会員銀行に還元しました。本アンケート調査の結果（概要）は以下のとおりです。

#### 2019年度アンケート調査の結果（概要）

- 金融経済教育に関する実施状況について、回答のあった192行中126行（66%）（正会員においては、118行中112行（95%））が金融経済教育を実施しています。
- 金融経済教育の具体的活動別の2018年度の実施状況（実施行数、合計回数、合計人数）は以下のとおりであり、約24.4万人に対して実施された結果になりました。



	出張講座	銀行見学	寄附講座	セミナー	イベント	インターシッブ	合計
実施行数	75	99	42	67	73	96	—
合計回数	1,364	2,011	175	7,867	595	961	12,973
合計人数	48,728	27,084	9,610	91,753	37,772	28,858	243,805

- 金融経済教育活動における事例等として以下の回答（抜粋）がありました。
  - 高校生を対象に、銀行の仕組みと役割、ネットバンキング、スマホアプリなど新しい金融サービスの提供についての講義と銀行施設見学を開催。
  - アミューズメント施設の企画等を行う会社と共同制作した「謎解きゲーム」（お金やライフプランについて考えるきっかけ作りを目的としたもの）を一般消費者向けにイベントとして実施。
  - 児童相談所と連携して、里親への「金融経済教育」に関する講演会を実施予定。
  - 社会人として自立を目指す特別支援学校の生徒を対象に、口座開設の方法等を体験する金融教室等を実施。年々、受講を希望する学校が増えており、2018年度は県等から表彰を受けるなど、認知度が高まってきている。

## ②金融経済教育広報活動

超高齢化社会を見据え、「人生100年時代」ともいわれる長寿社会に合わせた資産管理の重要性が増しており、国民の安定的な資産形成を広く普及させる仕組みとしてiDeCoやつみたてNISAなどの制度が整備されました。こうした背景を踏まえ、全銀協は「貯蓄から資産形成へ」の流れを後押しする取組みを重要課題の一つと捉え、資産形成の必要性をテーマにした活動に力を入れています。

具体的には、大学生、若年社会人等をターゲット層に設定し、パソコンやスマートフォン、タブレット等がターゲット層の主な接触ポイントになっている状況を踏まえ、ウェブサイトやスマートフォンアプリなど、さまざまな媒体を活用しながら、訴求力のある著名人を起用した広告戦略を展開しています。

2019年度は、2019年12月初旬から2020年3月初旬にかけて、若年層を含め幅広い層に認知され、SNSでの人気も高い松井玲奈さんを起用した特設サイトを中心に、資産形成の重要性を訴える広告を実施しました。



全銀協ウェブサイト



## ③どこでも出張講座

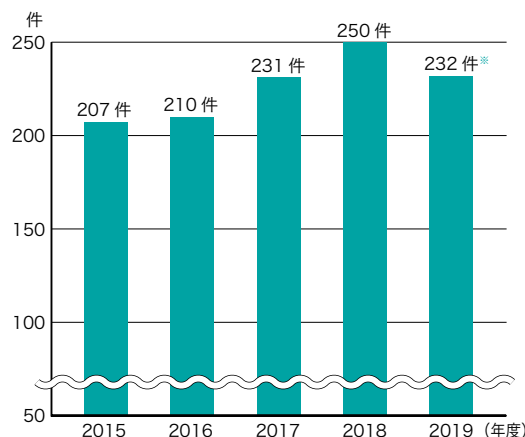
2003年以降、学校の授業や消費者セミナー、教員研修などの学校や主催者からの依頼に応じて全銀協役職員等を「全国どこにでも」講師として派遣する「どこでも出張講座」を実施しています。成年年齢下げや新学習指導要領など金融経済教育に対する学校現場の関心は高まっています。2019年度は、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、一部実施を見送りましたが、232件の出張講座を実施しました。

取り扱うテーマは依頼者の希望等を踏まえて設定しますが、主なものは以下のとおりです。

### 対象層と主なテーマ

	銀行のしごと
中学・高校生	生活設計・マネープランゲーム
	金融のしくみと社会のかかわり
高校・大学生	ローン・クレジットのしくみとお金の使い方
	社会に出て気をつけたいお金のこと
大学生	銀行業界の動向
一般消費者等	初心者のための金融商品を選ぶポイント
	金融犯罪の手口と対策
教員等	金融経済教育の実践について

### 過去5年間の件数推移



※2019年度は、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、一部実施を見送り。

## ④ 子どもの貧困問題に関する説明会

日本の子どもの約7人に1人が相対的貧困であるとされています。子どもの貧困問題は、教育格差等により、子どもたちの可能性が失われていくだけでなく、社会的に大きな損失を与えます。全銀協は、子どもの貧困問題の解決にも資する取組みとして、2018年度に、子どもへの支援に取り組む団体と連携して、子どもたちへの金融経済教育の授業のモデル事例をとりまとめ、会員銀行宛に通知しました。

2019年度は、銀行界の取組みの気運を一層高めていくことを主な目的として、10月21日に会員銀行を対象とした「子どもの貧困問題に関する説明会」を開催しました。

当日は、内閣府から子どもの貧困問題の現状や対策について、NPO法人 Learning for All から困難を抱えた子どもたちの現状や活動内容について講演いただいたほか、青森銀行、シティバンク、エヌ・エイ東京支店、東京スター銀行からそれぞれの取組み事例（47～49頁参照）を紹介いただきました。



講演会の模様

## ⑤金融経済教育研究指定校制度・高校生による振り込め詐欺等防止啓発活動

金融経済教育研究指定校制度は、金融経済教育に積極的に取り組む中学校や高等学校を指定し、教材、講師派遣等のツールを提供して当該校における金融経済教育の実施を支援する取組みであり、2010年度にスタートしました。2012年度以降は各地教育委員会に金融経済教育の普及について、より深く関与していただくため、当該教育委員会と連携して学校を指定し、活動を推進してきました。

授業の様態を近隣の学校にも公開し、地域単位での金融経済教育の面的普及を目指すとともに、全銀協のウェブサイトにて授業事例を示すことで、教材の普及と授業における有効活用が図られることを期待しています。

2019年度は、茨城県、さいたま市、広島市の各教育委員会と連携のうえ、茨城県立竜ヶ崎第一高等学校、さいたま市立浦和中学校・高等学校、広島市立可部中学校を研究指定校に指定し、ライフプラン、ローン・クレジット、キャッシュレス、多重債務等をテーマに授業を実施しました。



研究指定校での授業の様態

### 金融経済教育研究指定校 実績

年度	教育委員会	指定校
2010	—	神奈川県立相模原総合高校、筑波大学附属坂戸高校、横浜市立市ヶ尾中学校、春日部市立豊春中学校、東京都立桜修館中等教育学校
2011	—	大阪府立枚岡樟風高校、浜松市立庄内中学校、春日市立春日北中学校
2012	香川県 神戸市 川崎市	香川県立高松商業高校、同観音寺中央高校 神戸市立原田中学校、同奏翔楠中学校 川崎市立商業高校、同菅生中学校
2013	千葉県 名古屋市	千葉県立佐倉東高校、同安房高校 名古屋市立名古屋商業高校、同城山中学校
2014	埼玉県 相模原市	埼玉県立羽生実業高校、同所沢商業高校 相模原市立上溝中学校、同旭中学校
2015	京都府 岡山県 京都市	京都府立洛水高校、同東稜高校 岡山県立勝山高校 京都市立栗陵中学校
2016	千葉市 浜松市 福岡市	千葉市立幸町第一中学校、同蘇我中学校 浜松市立高台中学校 福岡市立友泉中学校
2017	神奈川県 静岡県 広島県	神奈川県立新城高校、同湘南台高校 静岡県立静岡商業高校、同焼津中央高校 広島県立尾道商業高校、同広高校
2018	兵庫県	兵庫県立北条高校、同姫路商業高校
2019	茨城県 さいたま市 広島市	茨城県立竜ヶ崎第一高等学校 さいたま市立浦和中学校・高等学校 広島市立可部中学校



高校生による振り込め詐欺等防止啓発活動

「高校生による振り込め詐欺等防止啓発活動」は、生徒自身が振り込め詐欺等の被害が身近なところで起きている問題であることを認識し、その防止策等について理解し、生徒自身が考えた「振り込め詐欺等防止啓発活動」を地元地域で実践することで、生徒による社会貢献活動、ひいては地域における「振り込め詐欺等防止啓発活動」の自立的な広がりを期待した取組みです。高等学校の家庭科で学ぶ内容の一つとして学習指導要領に位置づけられている「学校家庭クラブ」等の枠組みを活用した取組みであり、2016年度からスタートしました。全銀協は、支援金の拠出や、活動に当たっての各種アドバイスや資料提供などのサポートを行っています。

2019年度は、茨城県立土浦湖北高等学校に活動を委嘱し、地元警察署と連携して啓発グッズ制作・配布等のキャンペーンを実施しました。また、本活動について、地元警察から感謝状が贈呈されました。



## 6 各種教材等

全銀協は従来から広報活動の一環として銀行を紹介するパンフレットやビデオなどを作成して関係先（消費生活センター、学校、個人等）へ配布してきました。「金融リテラシーマップ」\*の公表、成年年齢の引下げや新学習指導要領、人生100年時代を見据えた資産形成・管理など、金融経済教育の充実に対する社会的要請等を踏まえ、近時は対象（中学生、高校生、大学生、社会人、高齢者等）ごとに教育・啓発を行う内容を整理し、冊子や映像等の教材を作成しています。

\*金融リテラシーマップ

「金融経済教育研究会報告書（2013年4月 金融庁公表）」が示した「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を年齢層別に具体的に記したもので、金融経済教育推進会議においてとりまとめられ、2014年6月に公表されました（その後2015年6月一部改訂）。

2019年度は以下のような教材を配布しました（（ ）内は主な対象層）。

### 2019年度の主な配布教材

- はじめてのお金の時間（中学生）
- 大好きなアーティストから考える あなたと銀行のかかわり（中学生以上）
- 生活設計・マネープランゲーム（中学生以上）
- シリーズ教材お金のキホン（高校生以上）
- 金融知識入門シリーズ（大学生以上）
- 動物たちと学ぶ 手形・小切手のはなし（社会人）
- 銀行の金融商品・サービス（社会人）
- 金融犯罪安全チェック（社会人・高齢者）
- これで安心！ 金融商品のご案内（高齢者）



また、2019年度は新たに高齢者を対象とした教材「人生100年時代 始めようお金の準備」を作成し、全国の書店や消費生活センター等に配布しました（36頁参照）。



## 3

## 決済高度化、Fintech等を通じた 顧客利便性・安全性向上に資する取組み



銀行は、現金で清算することが困難な、企業間あるいは企業と個人・政府等との間の債権・債務を清算するために、振込・振替、手形・小切手等の資金決済サービスを提供しています。この資金決済サービスを支える基盤が銀行間の「決済システム」であり、わが国の決済システムとしては、最終的な資金決済を行う日本銀行の当座預金決済（日銀ネット）がありますが、全銀協および一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（以下「全銀ネット」という）が運営主体となっているものとして、振込・送金等を担う全国銀行内国為替制度（全銀システム）、外国為替取引の円決済を担う外国為替円決済制度、および手形・小切手等の決済を担う手形交換制度（手形交換所）の3つがあります。これらは、いずれも銀行が提供する資金決済サービスを効率的に行えるようにするための基盤であり、経済活動のインフラとして公共性の高いものといえます。

あらゆる利用者にとっての金融サービスの利便性を追求し、決済システムの高度化・キャッシュレス化を進めていくことはSDGsの目標「9.産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成に寄与するものです。全銀協は、今後もその重要性を踏まえ、取組みを一層強化していくこととしています。

### ① XML電文への移行

2015年12月、金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告」において、企業間の国内送金指図（振込データ）で使用する電文方式について、「2020年までに、現行の固定長電文を廃止し、情報量や情報の互換性等の点で優れているXML電文に移行する」ことが提言されました。それを踏まえ、2016年2月以降、金融界、産業界、システム関連事業者、金融庁などをメンバーとする「XML電文への移行に関する検討会」において具体化に向けた検討に着手しました。同年12月、その検討結果を受けて、全銀協および全銀ネットは、銀行界が提供する新たな決済インフラとして、「ZEDI（全銀EDIシステム）」の構築を決定し、予定どおり2018年12月にサービスを開始しました。

ZEDIは、従来の振込電文よりも、情報項目を柔軟に設定することのできるXML電文フォーマットを採用したプラットフォームであり、請求書番号や支払通知発行日などの商取引に関する情報を総合振込のデータに添付することが可能となります。これにより、どの取引に対する支払いなのか、振込金額の内容が分かるようになり、受取企業側での売掛金の回収確認（消込処理）の効率化、さらに支払企業側にとっても問い合わせ対応の負担軽減に繋がり、経理業務を効率化することができるようになります。

2019年度は、2018年12月のZEDIのサービス開始を踏まえ、(1) 業界団体モデル、(2) サプライチェーンモデル、(3) 地域モデルの3つの周知広報モデルにもとづき、ZEDIの利用促進に向けた活動を行いました。

(1) 業界団体モデルでは、商流EDI標準を制定している業界団体などに対して金融EDI情報標準の制定を働きかけ、その結果、2020年3月末時点で4つの金融EDI情報標準が登録されました。

(2) サプライチェーンモデルでは、大企業を中心に金融EDIの利用ニーズ等のヒアリングを行い、ZEDIの利用拡大に向けた課題の洗い出しを行いました。

(3) 地域モデルでは、2019年11月以降、全国5都市（札幌、東京、高松、広島、福岡）で「決済高度化で働き方改革・生産性向上セミナー」を開催し、金融EDIの認知度向上に向けた取組みを行いました。

加えて、ZEDIに関する周知ツール（リーフレット、動画）を作成・公表したほか、XML電文への移行、手形・小切手機能の電子化および税・公金の収納・支払の効率化の取組みをワンパッケージで紹介する「決済高度化ポータルサイト」を同年10月に開設し、より効率的な周知広報活動に向けた基盤を整備しました。

全銀協は引き続き、XML電文への移行およびZEDIの利用拡大に向けて取組みを継続していきます。



ZEDI周知動画



決済高度化ポータルサイト

## ②モアタイムシステムの利用促進に向けた活動の実施等

全銀システムは、全国銀行内国為替制度に加盟する金融機関（2020年3月末現在の加盟銀行数：1,220行）（以下「加盟銀行」という）の間の内国為替取引に関する通知の送受信、および当該取引によって生じる加盟銀行間の為替決済額の算出・清算などを集中的に行うオンラインシステムのことで、わが国の決済システムの中核として大きな役割を果たしています。

全銀システムの特長としては、1973年の稼動開始以来、運用時間中にオンライン取引を停止したことがない安全性・信頼性、国内のほぼ全ての金融機関が参加している広範なネットワークにもとづく利便性、稼動開始当初から世界に先駆けて即時入金（平日8時30分から15時30分）を実現した先進性が挙げられます。

全銀協の関係法人である全銀ネットは、情報技術の発展や経済活動の多様化等に伴い、平日日中以外の時間帯、すなわち平日夜間や土日祝日においても銀行への即時入金ニーズが増加していることを踏まえ、平日日中帯に対応した従来の全銀システム（コアタイムシステム）とは別に、平日夜間や土日祝日に対応した「モアタイムシステム」を、2018年10月9日から稼動しました。これにより、わが国においても、銀行振込の24時間365日化が実現しました。

2020年3月末現在、モアタイムシステムの参加金融機関は、加盟銀行の95%を超える1,191行まで増加し、国内ほぼ全ての金融機関において24時間365日の即時入金が可能<sup>※1</sup>となっています。また、取扱件数も稼動開始以降増加を続けており、2019年12月には初めて月間1,000万件を突破しました。

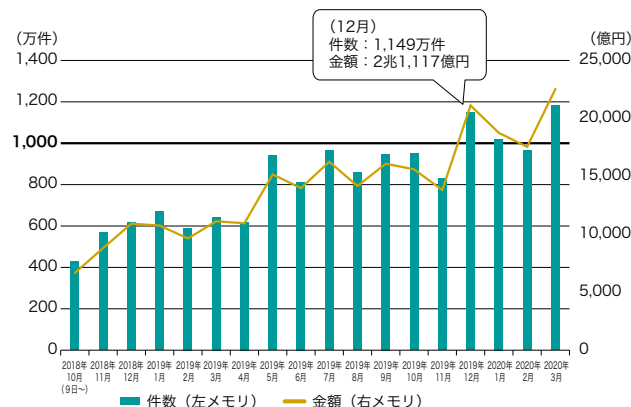
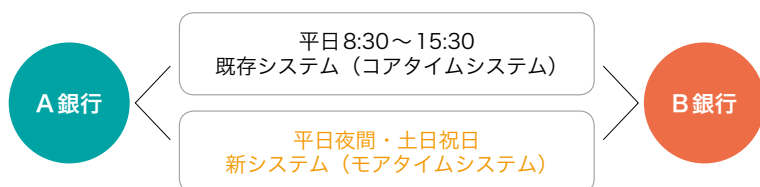
また、全銀システムは、稼動以来、取扱量や接続先の増加、技術革新への対応等の観点から、概ね8年ごとにシステム更改を行っており、2019年11月4日から、第7次全銀システム（コアタイムシステム・モアタイムシステム）が稼動を開始しました。

第7次全銀システムは、第6次全銀システムの機能・構成を継承しつつ、安全性・信頼性のさらなる向上を図り、収容能力・処理能力の20%の増強<sup>※2</sup>、サイバーセキュリティ対策の強化を行ったほか、電力消費量についても35%の削減<sup>※2</sup>を行っています。

全銀ネットは、全銀協と連携しつつ、引き続き、モアタイムシステムの利用促進のほか、お客さまのニーズを踏まえて、全銀システムの高度化等に取り組んでいきます。

※1 参加金融機関同士とともにモアタイムシステムに接続している時間帯に限る。  
 ※2 コアタイムシステムベースでの比較。

全銀システム構成図



モアタイムシステムの月間取扱件数・金額の推移（決済日ベース）



第7次全銀システム開通記念式典



### 3 オープンAPI推進

API (Application Programming Interface) とは、一般に「あるアプリケーションの機能や管理するデータを他のアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様等」を指します。このうち、他の企業等からアクセス可能なAPIが「オープンAPI」と呼ばれており、わが国銀行界においても、オープンAPIの取組みが進んでいます。

こうした状況を踏まえ、全銀協が事務局となって、銀行界、IT事業者、Fintech企業、学識経験者、弁護士、関係当局等をメンバーとする「オープンAPIのあり方に関する検討会」(以下「API検討会」という)を2016年に設置しました。

API検討会においては、2017年7月にオープンAPIの活用促進に向けた官民連携のイニシアティブである「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書」が、また、2018年12月に銀行と電子決済等代行業者でAPI接続を行うに当たっての契約条文体例である「銀行法に基づくAPI利用契約の条文体例(初版)」が取りまとめられました。

2019年7月には、銀行と電子決済等代行業者の連携・協働の推進を目的に、「銀行と電代業者の連携・協働に係る環境整備に関する説明会」を開催しました。

さらに、2019年12月には、電子決済等代行業者との契約締結に係る課題に対する銀行の対応力強化を目的に、「電子決済等代行業者との契約に係る今後の対応に関する説明会」を開催しました。

### 4 手形・小切手機能の電子化に向けた取組みの推進

手形・小切手機能の電子化は、政府の「未来投資戦略2017」に掲げられた「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」を踏まえ、日本の生産性向上、社会的コストの削減、あるいは人手不足へのさらなる対応の観点から、全銀協が事務局を務める「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」において2017年12月から2018年12月にかけて検討が行われ、「(国内の取引に関わる手形・小切手の) 全面的な電子化を視野に入れつつ、5年間で全国手形交換枚数(手形・小切手・その他証券の合計)の約6割が電子的な方法に移行することを中間的な目標として設定し、手形・小切手機能の電子化をより一層推進すべきである」と提言した報告書が公表されました。

これを受け、2019年度、全銀協は、会員銀行における電子化推進の取組みを支援するため、小切手からインターネットバンキングへの切替を企業に案内するためのリーフレットを作成、配布するとともに、会員銀行における電子化推進の取組みを確認するためのアンケート調査を実施しました。

また、全銀協の関係法人である株式会社全銀電子債権ネットワーク(以下「でんさいネット」という)においても、参加金融機関と一体となって、手形から電子記録債権(でんさい)への移行を推進すべく、企業に対する利用促進活動を実施しています。具体的には、企業向けセミナーの開催や、手形利用者に対してでんさいへの移行を促すリーフレットの作成・配布等による周知・広報策の強化、企業がでんさいの利用を開始するまでに実施すべき事項や利用ステップごとの留意事項を取りまとめたチェックリストの作成等による導入支援を行ったほか、2019年11月を「でんさい推進強化月間」と設定し、前述のリーフレット等を集中的に企業に配付してニーズを喚起する等の取組みを実施しました。

2020年3月には、会員銀行や全銀協、でんさいネットにおけるこうした電子化推進の取組状況等について取りまとめた「手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書」を公表しています。

リーフレット: でんさいを使うと、いいこといっぱい。1 事務負担軽減、2 リスク低減、3 コストダウン。よくあるご質問、でんさいで、手形が変わる。手形利用編。

リーフレット

リーフレット: 地サービスとの連携で、仕事ももっとラクになる? ZEDIで経理業務を電子化・効率化! 地方債をまとめて納付! 小切手の電子化で、仕事ももっとラクになる!

## ⑤税・公金収納・支払の効率化の検討

現在、国や自治体への税金等を納める場合には、紙の納付書を金融機関の窓口を持参して現金で支払うことが多く行われていますが、紙や現金を処理するには多くの時間と手間を必要とします。「税・公金収納・支払の効率化」とは、こうした一連の手続きを電子化することで、納付者・行政機関・金融機関にとって負担となっていた時間や手間をなくしていく取組みです。

政府の「未来投資戦略2017」において、「政府横断での行政手続コスト削減の徹底」が掲げられたこと等も踏まえ、税・公金収納・支払の効率化を進めるために、現在の状況を鳥瞰しつつ、既存の枠組みの中で短期的に足元から取り組めることがないか、さらには、新たな技術や諸外国の事例等を参考に、中長期的（～10年程度）にはどのような対応が望ましいか、官民で意見交換等を行うため、2017年3月に全銀協が事務局となって「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」を設置して検討を進め、2019年3月に、本勉強会において「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート」を取りまとめました。

この調査レポートにおいて取りまとめた中長期的な姿を見据えた取組みについては、2019年6月に、テーマに応じたワーキング・グループ（「効率化ワーキング・グループ」・「電子化ワーキング・グループ」）を設置して引き続き検討を進め、2020年3月に、ワーキング・グループにおける2019年度検討成果として、「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」において調査レポートを取りまとめ、公表しました。

## 4

## TCFD 提言等、および 脱炭素社会の実現等に向けた 環境問題についての研究、対応



全銀協はこれまで、①日本経済団体連合会の「低炭素社会実行計画」や「循環型社会形成自主行動計画」への参加・目標設定、②会員銀行の役職員を対象とする「行動憲章」における本業を通じた環境問題への貢献の重要性の明記、③会員銀行の環境事業活動や銀行に期待される役割等について調査した政策提言レポートの公表、環境金融シンポジウムや会員向け環境講演会などの実施、④会員銀行の環境に関する取組みを集約・公表する「全国銀行ecoマップ」の制作、⑤小学生を対象とした「エコ壁新聞コンクール」の実施などを通じ、会員銀行等の環境問題への取組みを推進・支援してきました。

近時、異常気象に起因する相次ぐ災害の発生やパリ協定の発効、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）<sup>\*</sup>による最終報告書の公表等、気候変動問題を巡る情勢はめまぐるしく変化しています。また、海洋プラスチックごみによる環境汚染も世界的な課題となっています。こうした背景等を踏まえ、SDGsの目標「12. つくる責任 つかう責任」「13. 気候変動に具体的な対策を」「14. 海の豊かさを守ろう」の達成に資するよう、従来の取組みの継続に加えて、会員銀行が新たな変化に対応することを一層推進・支援することとしています。

<sup>\*</sup>TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）

G20の財務大臣・中央銀行総裁からの要請を受け、2015年12月、金融安定理事会（FSB）は民間主導による気候関連財務情報の開示に関するタスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures (TCFD)）を設立し、金融セクターが気候変動問題をどう考慮すべきか等について検討を開始しました。2017年6月、TCFDは、気候変動がもたらす「リスク」および「機会」の財務的影響を把握し、開示することを狙いとした最終報告書を公表しました。

### ① TCFD 最終報告書を受けた取組みに関する調査等

近年、気候変動問題に伴うリスクは、景気変動、市場変動、サイバー攻撃等と同様に、銀行におけるリスク管理において看過できないリスク要素の一つとなっています。

全銀協は、2018年度、TCFD最終報告書にもとづく情報開示が求められる背景や規制当局等における動向等を整理した報告書を作成し、会員銀行に還元しました。

2019年度は、TCFD最終報告書の公表から2年が経過し、国内外の金融機関の取組みについて進展がみられる状況を踏まえ、会員銀行による具体的な検討に資するよう、TCFDの基礎的事項等を整理するとともに、実務上の留意点等を示した報告書「TCFD最終報告書を受けた取組みと投融资ポリシー策定に関する調査」を取りまとめました。

また、2019年5月、全銀協会長が発起人の一人となって、「TCFDコンソーシアム」が設立されました。企業の効率的な情報開示や、開示された情報を金融機関等の適切な投資判断に繋げるための取組みについて議論が行われており、全銀協もメンバーとして参加し、議論のフォローや会員銀行への情報提供を行っています。

このほか、欧州委員会において議論されている欧州タクソノミーに関するパブリックコメントに対して全銀協意見を提出したり、環境省「ESG金融ハイレベル・パネル」に全銀協高島誠会長（当時）が出席し、全銀協とSMBCの取組みについてプレゼンテーションを行う等の活動を行いました。

## 国内金融機関のTCFD関連開示事例（2019年度 統合報告書等より）

### (1) みずほフィナンシャルグループ

項目	内容
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦略と一体的にサステナビリティへの取組みを進めるため、経営会議・取締役会での議論を経て、気候変動への対応を含む「サステナビリティ重点項目」を特定し、新経営計画に組み込み。</li> <li>TCFD提言に沿った取組みを段階的に実施する方針（アクションプラン）について、経営会議で議論のうえ、取締役会・監査委員会に報告。</li> </ul>
戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営計画策定時に、カンパニー・ユニット・グループごとに気候関連のリスクと機会を特定。</li> <li>気候関連のリスクと機会、事業活動への影響を下記のとおり認識し、脱炭素社会への移行に向けて、気候変動の緩和・適応に貢献する金融商品・サービスの提供を積極的に推進するとともに、国際的な関心・動向等も踏まえ適切にリスクを管理。</li> </ul> <p><b>【機会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー事業へのファイナンス等や、顧客の脱炭素社会への移行を支援するソリューション提供等のビジネス機会の増加</li> <li>適切な取組みと開示による資本市場と社会的評価の向上 等</li> </ul> <p><b>【リスク】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気候関連リスクとして、物理的リスクと移行リスクを認識</li> <li>物理的リスクについては、異常気象による当社資産（電算センター等）および顧客資産（不動産担保等）の毀損によるオペレーショナルリスク、信用リスク等を想定</li> <li>移行リスクとしては、炭素税や燃費規制といった政策強化による移行リスクの影響を受ける投融資先に対する信用リスクの増大等を想定</li> </ul> <p><b>【影響】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>TCFD提言が推奨する定義を踏まえて計測したエネルギーセクターおよびユーティリティセクター向け<sup>*1</sup>信用エクスポージャー（EXP）<sup>*2</sup>が信用EXP総額に占める集中度は約7.2%</li> <li>*1 水道事業、原子力発電事業、再生可能エネルギー発電事業を除く</li> <li>*2 2019年3月末の貸出金、外国為替、支払承諾、コミットメントライン等の合計（みずほ銀行およびみずほ信託銀行2行合算）</li> </ul> <p><b>【シナリオ分析】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物理的リスクと移行リスクを対象とした気候変動シナリオ分析の手法等を継続検討中</li> </ul>
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動に起因する物理的リスクや移行リスクを認識し、信用リスク管理やオペレーショナルリスク管理等の総合リスク管理の枠組みで対応する態勢を構築。</li> <li>また、エグゼクティブ原則の適用や、「特定セクターに対する取組み方針」にもとづく運用を行っており、その一環で、上記エネルギーセクターおよびユーティリティセクターの一部の取引先との対話（エンゲージメント）も実施。</li> <li>金融機関として取引先の脱炭素社会への移行を支援することにより、取引先ならびに当社の気候関連リスクの低減に努めている。</li> </ul>
指標と目標	<p><b>【目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内事業所における電力使用量由来のCO<sub>2</sub>排出量原単位（CO<sub>2</sub>排出量/延床面積）</li> <li>長期：2030年度に2009年度比 19.0%削減</li> <li>中期：2020年度に2009年度比 10.5%削減</li> </ul> <p><b>【モニタリング指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グリーンファイナンス/サステナブルファイナンス額</li> <li>Scope 1（直接）・Scope 2（間接）のCO<sub>2</sub>排出量とエネルギー使用量</li> <li>Scope 3 新規の大規模発電プロジェクトに関する環境負荷（CO<sub>2</sub>排出寄与量）と環境保全効果（CO<sub>2</sub>排出削減寄与量）</li> <li>SBT（科学的根拠にもとづく排出目標）の設定に向け、引き続き検討を進める。</li> </ul>

統合報告書2019 [https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/disclosure/pdf/data19d\\_all.pdf](https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/disclosure/pdf/data19d_all.pdf)

### (2) 三菱UFJフィナンシャル・グループ

項目	内容						
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動を含む環境・社会にかかる機会およびリスクへの対応方針・取組状況を経営会議傘下のCSR委員会にて定期的に審議するとともに、テーマに応じてリスク管理委員会や投融資委員会、与信委員会においても審議・報告を行っている。各委員会の審議内容は経営会議に報告され、必要に応じて取締役会にも報告される態勢になっている。</li> <li>2018年度は、「MUFJ環境・社会ポリシーフレームワーク」の高度化や、環境関連セクターに対するファイナンスの状況等を取締役会に報告。</li> </ul>						
戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動を含む環境への取組みを経営における重要課題と認識し、気候変動への対応方針を含む「MUFJ環境方針」を策定。また、「地球温暖化・気候変動」への対応を優先的に取り組むべき「環境・社会課題」の一つとし、機会、リスクの両面から取組みを進める。</li> </ul> <p><b>【機会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー事業に関連したプロジェクトファイナンスのアレンジや融資を行っているほか、気候変動対策のためのコンサルティングやグリーンボンド発行のサポートにも積極的に取り組み、低炭素社会への移行をファイナンスの側面からサポート。</li> </ul> <p><b>【リスク】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気候関連の規制強化や低炭素技術移行への対応といった低炭素社会への移行に伴うリスク（移行リスク）や、気候変動に伴う自然災害や異常気象の増加等によってもたらされる物理的な被害に伴うリスク（物理的リスク）が、与信先の事業や財務状況に影響を与えることによりMUFJの与信ポートフォリオに影響を受けるリスクが想定される。</li> <li>気候関連のリスクを定量的に評価するため、TCFDの提言にもとづき貸出ポートフォリオに占める炭素関連資産を把握し、事業における環境・社会にかかるリスクを把握・管理するための枠組みとして、「MUFJ環境・社会ポリシーフレームワーク」を制定。</li> <li>炭素関連資産の状況（セクターごとのポートフォリオ総額に占める割合）について以下のとおり開示（2019年3月末時点）<sup>*</sup>。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>エネルギーセクター</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>ユーティリティセクター</td> <td>3.6%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6.6%</td> </tr> </table> <p>（貸出金額の総額は96.5兆円）</p> <p>* TCFDの提言を踏まえ、エネルギーおよびユーティリティセクターに属する貸出から再生可能発電向けの貸出等を除外した貸出を炭素関連資産と定義。</p> <p><b>【シナリオ分析】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気候関連のリスクが与信ポートフォリオに及ぼす影響を把握するためのシナリオ分析に着手。</li> <li>国際エネルギー機関（International Energy Agency: IEA）より公表されている「新政策シナリオ」および「2°Cシナリオ（持続可能な開発シナリオ）」を前提に、移行リスクを対象とした財務的影響の定量的な把握に取り組んでいる。シナリオ分析の手法は、銀行業界向けの気候関連財務情報開示に関する方法論等の検討・開発を目的にUNEP FIが主導し加盟行16行が参画して実施されたパイロット・プロジェクトにより公表されている分析手法を参考にしている。</li> <li>なお、UNEP FIによるパイロット・プロジェクトについては、2019年より、そのPhase IIが開始され、MUFJも参画している。</li> </ul>	エネルギーセクター	3.0%	ユーティリティセクター	3.6%	合計	6.6%
エネルギーセクター	3.0%						
ユーティリティセクター	3.6%						
合計	6.6%						
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファイナンスにおいて、環境・社会にかかるリスクを管理する枠組みとして、「MUFJ環境・社会ポリシーフレームワーク」を制定。</li> <li>2019年5月には、気候変動対策への国際社会の要請等を踏まえ、石炭火力発電セクターのポリシーを強化するとともに、森林、パーム油、鉱業（石炭）の3セクターのポリシーを新設。2019年7月以降、新設の石炭火力発電所へのファイナンスは原則として実行しない。結果として、石炭火力発電所向けの与信残高は、中長期的には減速していく見込み。</li> </ul>						
指標と目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>2030年度までに累計20兆円（うち、環境分野で8兆円）のサステナブルファイナンス実施を目標とする。</li> <li>自社の事業活動における環境負荷軽減のため、温室効果ガスをはじめとする環境負荷の把握と軽減に取り組んでいる。なお、三菱UFJ銀行におけるCO<sub>2</sub>削減の取組みにおいては、足元で削減目標を上回る削減実績を達成（2017年度の電力使用量原単位を2009年度比26.0%削減）。</li> </ul>						

MUFG Report 2019（統合報告書） <https://www.mufg.jp/ja/ir2019/pdf/all.pdf>

### (3) 三井住友フィナンシャルグループ

項目	内容
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球環境保全および汚染の防止と企業活動との調和に向けて継続的な取組みを行うため、グループ環境方針を定めている。</li> <li>また、非財務的視点と軸としたサステナビリティ経営の推進や気候変動対応に関する方針については、グループCEOを委員長とするサステナビリティ推進委員会や経営会議等での議論を踏まえて事業戦略に反映し、取組内容を定期的に取締役会に報告。</li> </ul>
戦略	<p><b>【物理的リスク】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三井住友銀行では、近年の気候変動に起因する自然災害を踏まえ、物理的リスクのうち、国内の水災を対象とした気候変動シナリオ分析を実施し、2050年までの与信関係費用の増加額を累計300～400億円程度と試算。単年度平均値として10億円程度であり、現時点では、気候変動が単年度財務に与える影響は限定的であると考えられる。</li> </ul> <p><b>【移行リスク】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低炭素社会へと移行する過程で、影響を受ける資産の価値が将来的に下落するリスク（座産資産化）が想定される。</li> <li>三井住友銀行における炭素関連資産（電力、エネルギー等）は貸出金の7.8%だが、こうした現状を踏まえ、座産資産化の影響分析に努めていく。</li> </ul> <p><b>【機会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動関連ビジネスの市場規模拡大が期待される中、2018年度に合計約5,200億円の再生可能エネルギー向けファイナンスの組成をはじめ、国際資本市場協会（ICMA）や環境省のガイドラインに準拠するグリーンボンドを発行しており、国内外における環境ビジネスの推進・環境負荷低減に貢献している。</li> </ul>



リスク管理	・三井住友銀行では、民間金融機関の環境・社会配慮基準である「エクエーター原則」を採択し、環境や社会に対する影響の可能性があるプロジェクトへの融資について環境社会リスク評価を実施。 ・また、グループ各社において、石炭火力発電所を含む特定セクターへの事業別方針を導入。
指標と目標	・温室効果ガス排出量の削減に取り組み、2018年度のCO <sub>2</sub> 排出量は床面積㎡当たり104.21トンと、2017年度から15.16トンの削減を達成。

2019年 統合報告書ディスクロージャー誌

[https://www.smfg.co.jp/investor/financial/disclosure/fy2018\\_f01\\_pdf/fy2018\\_f01\\_00.pdf](https://www.smfg.co.jp/investor/financial/disclosure/fy2018_f01_pdf/fy2018_f01_00.pdf)

(4) 三井住友トラスト・ホールディングス

項目	内容
ガバナンス	・気候変動問題に関連するグループのマテリアリティ項目は、以下のとおり。 → 投資先の環境・社会への影響に対する配慮 → 環境・社会をテーマとしたビジネス機会の追求 → 気候変動 → リスク管理とレジリエンス（復元力）
戦略	【気候変動に関連するリスク】 ＜移行リスク＞ ・規制強化や技術革新が産業や企業に影響し、グループの貸出資産や保有株式等の価値が毀損するリスク ・2°C目標達成に向けた規制対応がビジネスモデルや企業戦略に影響を及ぼすリスク 等 ＜物理的リスク＞ ・社会インフラやグループの資産が自然災害で被害を受け事業継続が困難になるリスク ・投資先の資産が自然災害等により被害を受けるリスク 等 【気候変動に関連するビジネスチャンス】 ・気候変動の緩和に貢献する企業、プロジェクトに対するファイナンス、アドバイザーなどのビジネス機会が増加する ・再生可能エネルギーの普及等の社会インフラの転換が中長期的な収益機会となる 等 【三井住友信託銀行の炭素関連資産の状況】 ・移行リスクによって与信先が影響を受ける可能性を踏まえ、TCFDの定義にもとづき計測した炭素関連資産エクスポージャー <sup>*</sup> は貸出金の5.6%（2019年3月末時点）。 ※ GICS（世界産業分類基準）における「エネルギー」「ユーティリティ」が対象。ただし、水道、独立発電事業者、再生可能エネルギー発電事業者は除く。 ・三井住友信託銀行および三井住友信託銀行合算ベース。 ・物理的リスクを含む気候変動リスクが与信ポートフォリオに与える影響を把握するため、気候変動シナリオ分析に着手。
リスク管理	・投資における気候変動リスクマネジメントとして、Climate Action 100+への参画、気候変動に関するエンゲージメントおよび投資プロセスでの気候変動の考慮を実施。 ・融資（プロジェクトファイナンス）における気候変動等のマネジメントとして、意思決定のプロセスに赤道原則の適用を組み込み。 ・サプライチェーンにわたる気候変動リスク等の算定として、自然資本評価型環境格付融資を提供。
指標と目標	・三井住友信託銀行は、電力使用量の削減を通じてCO <sub>2</sub> 排出量の削減に努めている。業務効率化、働き方改革により、電力使用量は大幅に削減されている。2030年以降に向けて独自の長期目標を設定する予定。 ・三井住友信託銀行環境中期目標（2020年度における電力使用原単位（電力使用量/延べ床面積）を2009年度比で10.5%減とする。）および環境中期目標の達成状況を開示。

2019/2020 ESGレポート <https://www.smth.jp/csr/report/2019/full/all.pdf>

(5) りそなホールディングス

項目	内容
ガバナンス	・気候変動への対応状況は、取締役会に定期的に報告を行い、取締役会の適切な監督が図られる体制を整備（少なくとも1回）。 ・社外取締役が過半数を占める取締役会では、多角的な視点から議論が行われ、その結果はグループの経営戦略やリスク管理に反映。 ・より具体的な気候関連の「機会とリスク」の識別・評価・管理に関する重要事項は、りそなホールディングスの社長を委員長とし、子会社である銀行の社長をはじめ、経営管理部、リスク管理部、法人・個人の営業部門等の担当役員、関西みらいフィナンシャルグループのSDGs推進部門長らが出席する「グループSDGs推進委員会」において一元的に管理（四半期ごとに開催）。 ・同委員会では、気候変動に伴う機会とリスクの識別・評価、リスクを低減し機会を伸ばすための方策・目標等について議論を行い、その結果をグループの経営戦略やリスク管理に反映。
経営戦略	・不確実性の高い気候変動の影響を捉えるため、「2°C」と「4°C」の2つのシナリオを用いて機会とリスクを定性的に評価。 ・評価に際しては、「短期」「中期」「長期」の時間軸を設定。影響を受ける時期については、「短期：5年程度」「中期：15年程度」「長期：35年程度」の時間軸を設定。 ・気候変動による財務影響は、最大の資産である貸出金にあらわれる可能性が高く、顧客の機会とリスクが、貸出金を通じて当社グループの機会とリスクにつながっていることを認識。 ・当社グループの貸出金は、大部分を個人と中小企業の顧客向けに占める構成。リスクが分散されている一方、気候変動対応の重要性を数多くの顧客に伝えていくことが重要。 ・現中期経営計画の基本戦略である3つの「オムニ戦略」を通じて、顧客とともにリスクを低減し、機会を拡大する取り組みを行っている。
リスク管理	・信用リスク・オペレーショナルリスク・レピュテーションリスクなど、当社が定めるリスクカテゴリーごとに、気候変動に伴うリスクを「将来の不確実性を高める要素」と捉えて管理。 ・特に大きな財務影響の可能性を認識している信用リスクについては、社会的責任投資融資に係る取組みなどを通じて、金融の流れをより「低炭素・循環型社会の実現」に向けていくための管理を強化。
指標と目標	・より多くの顧客に気候変動対応の重要性を知ってもらい、取組みを支援していくための指標・目標を「2030年SDGs達成に向けたコミットメント」のアクションプランとして設定。アクションプランは年度ごとに設定を行い、取組実績を毎年度評価するPDCAの枠組みを整備。 ・「2030年SDGs達成に向けたコミットメント」の制定に伴い、2019年度より関西みらいフィナンシャルグループを含む、グループ全体の新たな中期削減目標（2030年のCO <sub>2</sub> 排出量を2013年度対比26%削減）を策定。

ディスクロージャー誌2019（統合報告書）

<https://www.resona-gr.co.jp/holdings/investors/ir/disclosure/pdf/19/t.pdf>

(6) 滋賀銀行

項目	内容
ガバナンス	・取締役頭取を委員長とするCSR委員会を設置。経営会議、部室長、関連会社社長をメンバーに年3回開催。グループのCSR優先課題を議論、決定するほか、気候変動をはじめとする環境関連の課題について、調査・研究を実施。 ・具体的には、しながわSDGs宣言、マテリアリティの決定、第7次中期経営計画策定におけるサステナビリティビジョンの策定、TCFDへの対応検討などを実施。 ・今後、気候変動への対応として、経営会議や取締役会への気候変動に係る取組みや対応の定期的な報告実施などを検討。
戦略	・当行が優先して取り組む課題（マテリアリティ）を特定するとともに、持続可能な社会を目指す「サステナビリティビジョン（長期ビジョン）」を策定。2019年4月にスタートさせた第7次中期経営計画は、それらの考えにもとづき、目指すべき姿を「Sustainability Design Company」、テーマを「未来を描き、夢をかなえる」とした。SDGsをビジネスにつなげ、本業で社会を革新する「課題解決型金融情報サービス業」への進化を掲げている。 ・具体的には、環境金融の推進、地域循環型社会（サーキュラー・エコノミー）の構築などにより、温室効果ガス低排出型の低炭素社会の実現と、その先にある脱炭素社会への移行を目指す。また、再生可能エネルギーやグリーンプロジェクトなど気候変動の緩和に貢献する事業や、企業のエネルギー効率向上に向けた投資、インフラ整備、さらには気候変動に強い地域づくり、持続可能なライフスタイルの構築をサポート。 ・今後、気候変動のリスクと機会について複数のシナリオ分析の実施も検討。
リスク管理	・気候変動に起因する物理的リスクや移行リスクが、事業運営、戦略、財務計画に大きな影響を与えることを認識。今後、総合リスク管理の枠組みにおいて、そのリスクを管理する体制の構築に努める。

指標と目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境負荷低減の目標を次のように設定 (Scope 1、Scope 2 基準)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>長期指標 (2030年3月期末) CO<sub>2</sub>排出量30%以上削減 (2013年度対比)</li> <li>中期指標 (2024年3月期末) CO<sub>2</sub>排出量25%削減 (2013年度対比)</li> </ul> </li> </ul>
-------	---

統合報告書 (ディスクロージャー誌 2019) [https://www.shigagin.com/pdf/investor\\_bank\\_2019\\_honshi.pdf](https://www.shigagin.com/pdf/investor_bank_2019_honshi.pdf)

### (7) 九州フィナンシャルグループ

項目	内容
ガバナンス	・2019年3月、気候変動等環境・社会課題解決につながる投融資推進のため「投融資に関する指針」をグループ経営会議で審議、取締役会で報告。
戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>優先的に取り組む環境・社会問題の特定 (サステナビリティ全体構想の重要課題特定)。</li> <li>「投融資に関する指針」での脱炭素 (CO<sub>2</sub>削減等) への取組みの支援。</li> <li>再生可能エネルギー推進の取組み。</li> </ul>
リスク管理	・信用リスク管理、オペレーショナル・リスク管理等総合的リスク管理体制を構築。
指標と目標	・肥後銀行・鹿児島銀行で温室効果ガス排出量を算出。

2019 ディスクロージャー誌 [https://www.kyushu-fg.co.jp/ir/pdf/2019\\_disclo.pdf](https://www.kyushu-fg.co.jp/ir/pdf/2019_disclo.pdf)

## ② 低炭素社会実行計画等における目標値の設定およびフォローアップ調査の実施

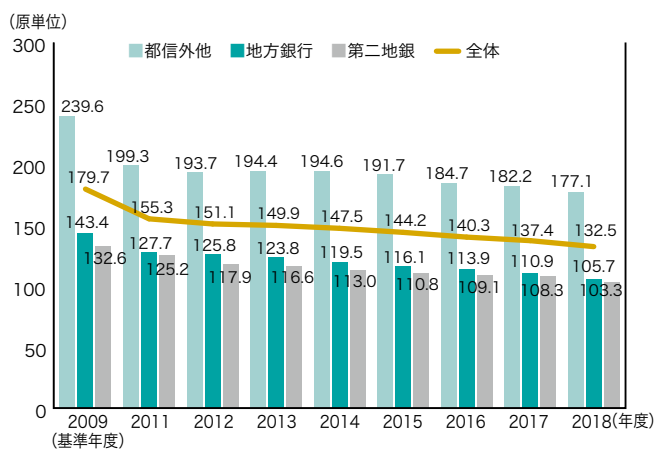
2001年度に日本経済団体連合会の「環境自主行動計画」に参加し、二酸化炭素の排出削減を目標とする「温暖化対策編」および再資源化を目標とする「循環型社会形成編」において目標を設定し、正会員を対象に環境問題への取組み状況を把握するためのフォローアップ調査を実施しました。

その後、「環境自主行動計画」が「低炭素社会実行計画」と「循環型社会形成自主行動計画」に形を変えたことを受けて、全銀協は、前者において①2020年度における電力使用原単位 (電力使用量/延べ床面積) を2009年度比で10.5%減とするフェーズⅠ目標、②2030年度における電力使用原単位 (電力使用量/延べ床面積) を2009年度比で19.0%減とするフェーズⅡ目標を設定したほか、後者において③2020年度における紙のリサイクル率を90%以上、④2020年度における再生紙および環境配慮型用紙購入率を75%以上とする目標を設定しました。

2019年度のフォローアップ調査 (2018年度実績) においては、正会員の電力使用量は21億7,010万9,813kWh、建物延床面積は1,637万9,056㎡、電力使用原単位は132.5となり、2009年度比26.3%減少、前年度比2.6%減少という結果となりました。電力使用原単位はフェーズⅠのみならずフェーズⅡ目標の水準を超えた削減を実現しています。なお、紙のリサイクル率は89.5%、再生紙および環境配慮型用紙購入率は78.1%でした。

事務センター等における高効率な空調設備 (空冷冷凍機等) に更新することや営業店の照明のLED化といった事例は、昨年度に引き続き、効果のあった取組みとして銀行からの回答が寄せられました。また、太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギーが多くの銀行で活用されているほか、地球環境問題への取組みに関する融資面での対応について大多数の銀行から「対応している」との回答が寄せられました。全銀協は引き続きフォローアップ調査を実施し、会員銀行の取組みをフォロー・推進していきます。

電力使用原単位 (業態別、全体)



### ③ 長期の温暖化対策目標やプラスチック関連目標等の設定および会員銀行の取組み状況の調査の実施等

環境問題に関する銀行界の取組みを推進するため、全銀協は、次のとおり各種目標を設定し、これらの目標の会員銀行の取組みについて、フォローアップ調査を行っています。2019年度の調査では、プラスチック関連目標のうち「使用後のペットボトルの分別を会員銀行100%で実施する（目標年度は2030年度）」の目標に対し、会員銀行の92.4%が「分別を行っている」という結果になりました。

また、2020年1月には、「経団連生物多様性宣言・行動指針」へ賛同し、生物多様性も含めた幅広い環境保護活動を推進していくこととしました。引き続き、会員銀行の取組みのフォロー・支援を行っていきます。

#### <長期の温暖化対策目標>

- 持続可能な社会の実現に貢献するため、国の目標と整合的な温暖化対策への取組みを、銀行界を挙げて推進する

#### <プラスチック関連目標>

- 使用後のペットボトルの分別を会員銀行100%で実施する（目標年度は2030年度）
- 清掃活動等による海洋プラスチックごみを減らす取組みを会員銀行100%で実施する（目標年度は2030年度）
- 銀行界は資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実施する
- 銀行界は政府方針に沿ったプラスチック関連の対策を行う企業への積極的な支援を行う

### ④ エコ壁新聞コンクールの実施

エコ壁新聞コンクールは、環境教育・環境意識向上に向けた取組みの推進等を目的として、全国の小学生を対象に壁新聞を募集するコンクールです。小学生が地球の環境問題や、地域や身近なエコ活動などについて調べ、まとめた壁新聞を審査員・事務局が審査のうえ、優れた作品を表彰しています（過去の表彰作品については全銀協のウェブサイトに掲載しています）。本コンクールは2008年度の第1回以降、2019年度までに計12回開催しています。この間、全国の小学生の人数は大幅に減少していますが、参加人数や応募作品数は年々増加傾向にあり、第12回においては過去最多となる10,383作品の応募がありました。なお、第12回までの参加者数は延べ112,946人（一部推計）となっています。

今年度も、「エコを知り、より良い世界を作る目標SDGsを知ろう!」という副題を継続、よりSDGsを意識したつくりとして実施し、2020年3月に受賞作品を発表しました。



第12回エコ壁新聞コンクール



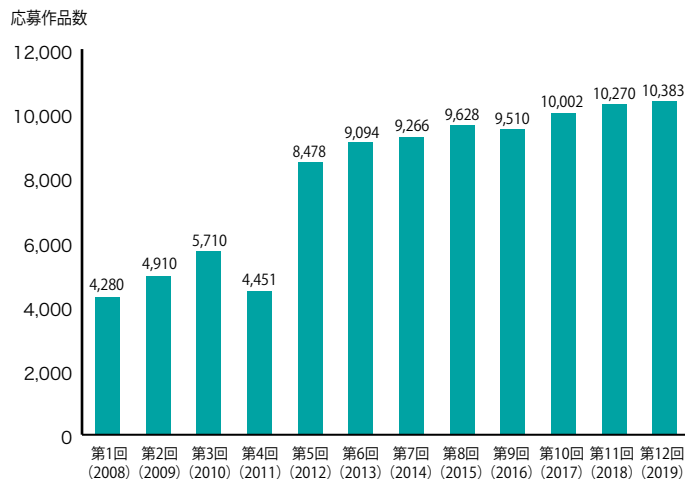
第12回全国銀行協会賞受賞作品

全銀協ウェブサイト

「第12回ECO壁新聞コンクール入賞作品発表」

<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/eco/kabeshinbun/winning2019/>

#### 応募数推移





# 5 金融犯罪およびマネー・ローンダリング、FATFへの対応



全銀協は、全ての利用者に安心して銀行を利用いただけるように、オレオレ詐欺などの特殊詐欺に関する金融犯罪防止啓発活動を行うとともに、重大な組織犯罪の資金源であるマネー・ローンダリング対策の推進など、各種犯罪の抑止に向けた活動を積極的に行ってきました。

これらの活動は、SDGsの目標「16. 平和と公正をすべての人に」が掲げる平和で包摂的な社会の促進に資すると考えられます。全銀協はその重要性に鑑み、これをSDGsの主な取組項目の一つに掲げ、中長期的に活動を推進していくこととしています。

## ① インターネット・バンキングのセキュリティ対策に関する取組み

インターネット・バンキングによる預金等の不正な払戻しは、預金の安全性を脅かし、銀行業の要である「お客さまからの信頼」を揺るがしかねない重大な問題であると認識しており、2011年度以降、会員銀行におけるインターネット・バンキングのセキュリティ対策の状況を把握すること、および当該結果の還元による会員銀行の取組みを促進することを目的として、正会員・一部の準会員・特例会員を対象にアンケート調査を実施しています。

2019年度は129行から回答があり、会員銀行の取組み事例等を含む集計結果を会員銀行に還元しました。

今後もその重要性を踏まえ、本アンケート調査を継続的に実施していく予定です。なお、本アンケート調査の結果は、その性質上、対外非公表としていますが、2019年度の主な調査項目は以下のとおりです。

- インターネット・バンキングの利用状況
- インターネット・バンキングによる不正送金被害の発生状況
- 被害の発生防止に向けたモニタリングの実施状況

また、2019年9月からのフィッシングによるものとみられるインターネット・バンキングに係る不正送金被害の急増を受け、特設サイトやバナー広告を通じて、同手口に係る啓発活動を行いました。

## ② 特殊詐欺に関する金融犯罪防止啓発活動

2008年度以降、毎年度、推進期間を設定し、オレオレ詐欺などの特殊詐欺撲滅に向けた活動を展開しています。しかしながら、警察当局の発表によると、特殊詐欺の被害は依然として高水準にあると指摘されており、こうした状況のもと、全銀協においても、被害未然防止に向けたさらなる啓発活動が期待されています。2019年度は、10月15日から11月14日までの1ヵ月間を推進期間と位置づけ、特殊詐欺の対象とされやすい高齢者に向けて、「孫」とのつながりをキービジュアルとした啓発活動を、一般社団法人日本歌手協会とタイアップして実施しました。

具体的には、11月13日に日本歌手協会主催の「歌謡祭・歌謡フェスティバル」(於：中野サンプラザホール)で、鈴木夢さんと鈴木楽くんを応援大使として迎え、替え歌による特殊詐欺防止ソングを歌唱するなどして、来場者約2,000名に特殊詐欺への注意の呼びかけを行いました。また、全国各地の歌謡コンサート会場でも、来場者に対して啓発チラシやポケットティッシュを配布し特殊詐欺への注意の呼びかけを行ったほか、大相撲・地方巡業における来場者への啓発活動や会員銀行の店頭向けの頒布品の配布も行いました。

さらに、若年層がいわゆる「受け子」や「出し子」として特殊詐欺に加担し逮捕される事案が多発している状況を踏まえ、若年層に認知度の高いアーティスト(吉田凜音さん)を起用し、本施策オリジナルの映像付楽曲を用いた特設サイトの設置やSNSを通じた啓発活動も行いました。



歌謡コンサート会場でのチラシ等配布



歌謡祭・歌謡フェスティバルの様相



チラシ



ポケットティッシュ



### ③ FATF 第4次相互審査への対応

金融機関におけるマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止対策（以下「AML/CFT（Anti-Money Laundering/Countering the Financing of Terrorism）対策」という）は、国際社会がテロ等の脅威に直面する中で取り組まなければならない喫緊の課題であり、その重要性はますます高まっています。

FATF<sup>※</sup>では、AML/CFT対策の国際基準であるFATF勧告を策定し、その履行状況について、FATF参加国間で相互審査を実施しています。日本に対しては2019年10月～11月にFATFの第4次相互審査が実施されました。審査の結果は2020年夏頃に公表される予定です。

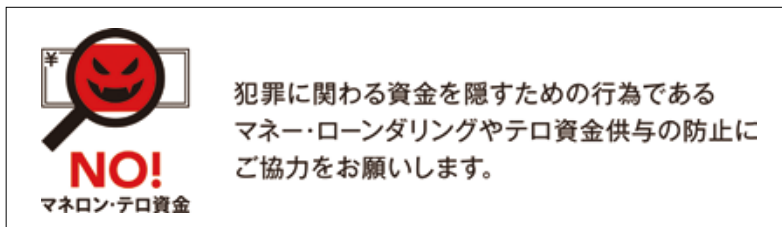
全銀協は、官民の連携の促進等を目的として、2018年4月に「マネロン対応高度化官民連絡会」を設置し、定期的に情報交換を行っています。同年11月には、会員銀行におけるAML/CFT対策に係る態勢整備に関して、先進的な取組みやノウハウを集約して会員銀行間で共有するなど、銀行界全体で会員銀行の取組みの一層の支援・推進を図るため、全銀協組織内に「AML/CFT対策支援室」を設置しました。

また、金融庁の「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（2018年2月公表）により、銀行においては、お客さまとの取引の内容や状況等に応じて、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）」等の法律で定められている以上の事項を、追加で確認する等の対応が求められていることについて、銀行のお客さまに周知するため、AML/CFT対策をビジュアルライズしたマークとコピーを作成し、2018年度から周知活動を実施してきました。

2019年度もこのマーク等を活用しながら、テレビCMの放映、新聞広告の掲載やウェブ広告の実施など、さまざまな広報活動を実施し、お客さまへの周知に努めました。

※FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）

1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された資金洗浄（マネー・ロンダリング）対策の国際協調を推進するための多国間の枠組み。2001年の米国同時多発テロ事件を機に、テロ資金供与対策にも取り組んでいます。G7を含む37カ国・地域、2国際機関がメンバーとなっています。



AML/CFT対策のマークとコピー



テレビCM



6

## ジェンダー平等の推進等、 人権に関する対応



全銀協は、会員銀行の人権啓発を図るため、講演会の開催や人権標語などに従来から取り組んできました。これらの活動はSDGsの目標「5.ジェンダー平等を実現しよう」および「10.人や国の不平等をなくそう」の達成に寄与するものと考えられます。その重要性に鑑み、ジェンダー平等や人権に関する取組みを主な取組項目の一つに掲げ、中長期的に取組みを推進することとしています。

### ①人権・同和問題啓発講演会

会員銀行の人権への啓発を目的として、1981年以降、年2回、専門家を講師に迎え「人権・同和問題啓発講演会」を開催し、人権問題に対する意識を深めてもらうとともに、人権問題に関する情報提供の機会を設けています。これまで47回開催しており、同和問題をはじめ、企業・銀行と人権の問題に係るテーマを扱ったほか、近時はハラスメント、LGBT、障がい者差別等新たな問題を取り上げています。

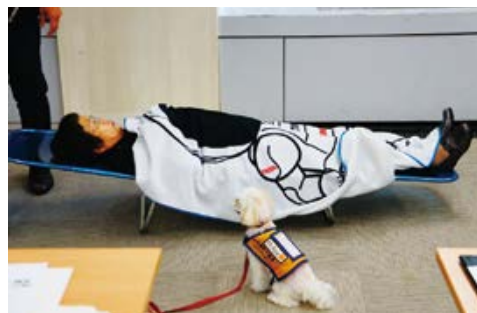
2019年9月26日に開催した講演会では、東京オリンピック・パラリンピック（2020）や大阪国際万博（2025）などの国際的イベントの開催等を控え、障がい者や外国人も含めて、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けた取組みの一層の推進が求められている背景等を踏まえ、「ダイバーシティ・マイノリティの尊重について」を全体テーマに掲げ、以下4名の講師を招いて講演をいただきました。障がい者への理解をより深めるため、補助犬による実演や、補助犬とのふれあいの時間なども設けました。

【講師】

- ①おおごだ法律事務所 弁護士 大胡田誠氏  
「対話こそ共生社会を開くカギ～障害者差別解消法施行から3年に考える」
- ②特定非営利活動法人 大活字文化普及協会 理事・事務局長 市橋正光氏  
「金融機関における高齢者・障がい者の課題と代読・代筆対応について」
- ③公益財団法人 日本補助犬協会 代表理事 朴 善子氏  
「ほじょ犬と学ぶ『心のバリアフリー』」
- ④一般社団法人ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン  
代表理事 下田屋毅氏  
「外国人の人権をめぐる課題、企業の対応について」



講演会の模様

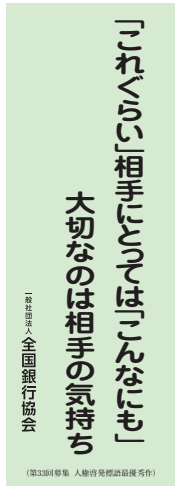


聴導犬による実演

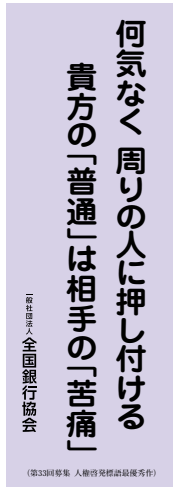
## ② 人権啓発標語の取組み

会員銀行の職員の人権意識の高揚を図るため、人権・同和問題研修推進活動の一環として、1987年以降、会員銀行職員等を対象に人権啓発標語の募集を実施しています。今年度で第33回を数え、毎年10万件近い応募があります。

2019年度に実施した第33回人権啓発標語募集は、総数98,301作品の応募があり、この中から入選作品39作品（最優秀賞2作品、優秀賞8作品、佳作29作品）を選出しました。



みずほフィナンシャルグループ  
小暮 琴実さん



三井住友銀行  
松本 あづささん

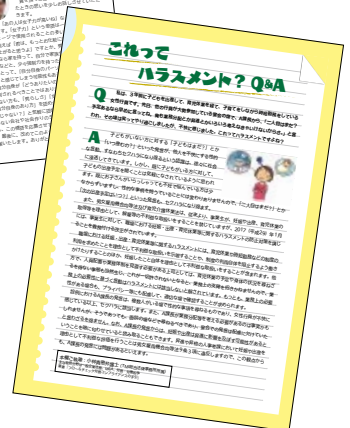
## ③ 「人権だより」の発行

会員銀行に対し人権に関する情報を定期的に提供し、会員銀行における人権啓発活動を支援することを目的として、2018年度から「人権だより」を定期的に発行することとし、人権に関するさまざまな情報を提供しています。2019年度は6月に第2号、2月に第3号を発行しています。それぞれの概要は以下のとおりです。

	内容
第2号 (6月発行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第32回人権標語入選作品および表彰式</li> <li>会員銀行の取組み紹介 (りそな銀行、「考えてもらう」人権啓発研修の取組み-人権への「気づき」を大切に)</li> <li>人権トピック (宮本典子教授(臨床心理士・公認心理師)「高齢者とのコミュニケーション～老年心理学の視点から～」)</li> <li>これってハラスメント? Q&amp;A</li> <li>人権関係法令・制度状況</li> </ul>
第3号 (2月発行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第32回人権・同和問題啓発講演会</li> <li>第33回人権啓発標語入選作品速報</li> <li>これってハラスメント? Q&amp;A</li> <li>人権関係法令・制度状況</li> </ul>



人権だより



## ④ 人権研修テキストの発行

会員銀行において新入行員向けに、人権教育・啓発活動をより積極的に進めていただくため、最近の人権問題を巡る諸情勢や企業活動に関連する人権問題を幅広く取り上げた人権研修テキスト「みんなの人権を守るために」（公益財団法人 人権教育啓発推進センター監修）を、2003年以降、毎年改訂のうえ発行しています。

掲載内容は、「企業が人権に取り組む意義－企業と人権のかかわり－」、「企業を取り巻く人権課題－銀行業と人権－」（外国人、障がい者、高齢者等に関する人権）、「職場における人権、個性の尊重」（ハラスメント、女性差別、LGBT問題等）等です。

2019年度は、人権に対する動きが国際的に活発になっていることから、以下の改訂を行い、12月に2019年度版を発行しました。



人権研修テキスト

- 新たに第4版が採択された赤道原則<sup>※1</sup>に加え、責任銀行原則<sup>※2</sup>の記載を追記
- 「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の改定（2019年4月）を踏まえた修正を行い、特定技能制度や外国人の受入れ・共生のための総合的対応策等についての説明を追記
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の成立・公布（2019年6月）を踏まえたハラスメントの対応について説明を追記
- 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の施行を踏まえた共生社会の実現に関する説明を追記
- G20による「高齢化と金融包摂のためのG20福岡ポリシー・プライオリティ」に示された高齢者への金融教育、ニーズに合った商品開発、詐欺や虐待の防止などに係る説明を追記

※1 赤道原則（エクエーター原則）

開発プロジェクトへの融資において、環境や社会への影響とリスクを評価・管理するための金融業界が独自に設定する行動原則。

※2 責任銀行原則

国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱し、2019年9月に発足。事業戦略を、SDGsやパリ協定が示すニーズや社会的目標を整合させることなど、6つの項目から構成されている。

## 5 障がい者対応等に向けた取組みに関するアンケート調査等

会員銀行のユニバーサルサービスの状況を把握することを目的に、2004年度から毎年正会員に対して、障がい者対応等に向けた取組みに関するアンケート調査を実施しています。

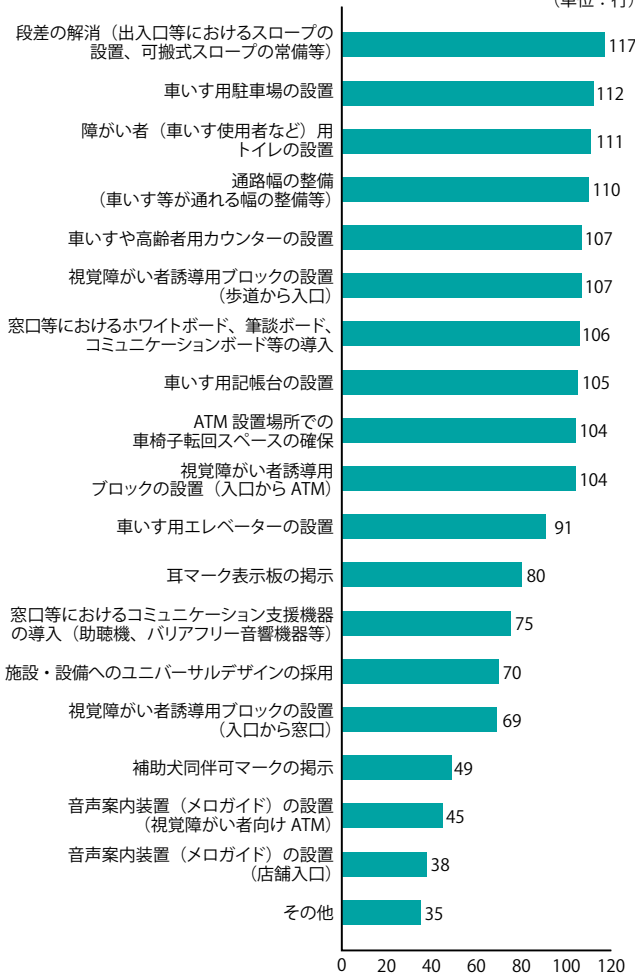
2019年度は、正会員（118行）を対象に、2019年3月末時点の状況についてアンケート調査を実施しました。

2004年度の調査開始以降、会員銀行の取組みは着実に進んでおり、例えば視覚障がい者対応ATMの設置台数について、総設置台数に占める視覚障がい者対応ATM設置の割合は93.5%に達し、2004年度に比べて77.3ポイント増加しました。また、視覚障がい者対応のATMを設置している店舗も増加しており、総店舗数に占める視覚障がい者対応ATMの設置店舗数の割合は92.3%に達し、2010年度に比べて29.5ポイント増加しました。

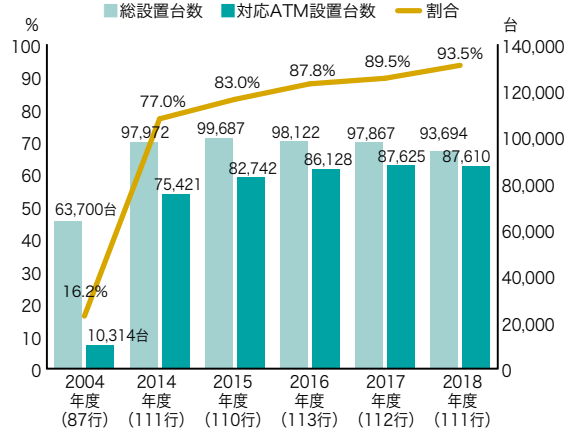
今後も、会員銀行のさらなる取組みを支援するため、継続的にアンケート調査を実施する予定です。

そのほかの取組みとして、2019年6月12日に金融庁において開催された「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」に出席し、会員銀行のバリアフリーに関する取組み事例等の紹介、障がい者団体からの要望等について意見交換等を行いました。障がい者団体から寄せられた要望等については、意見交換会後、会員銀行に周知しています。また、2020年1月に設置された国土交通省の「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会」の小規模店舗ワーキング・グループに参加し、銀行界の取組み等を紹介しました。

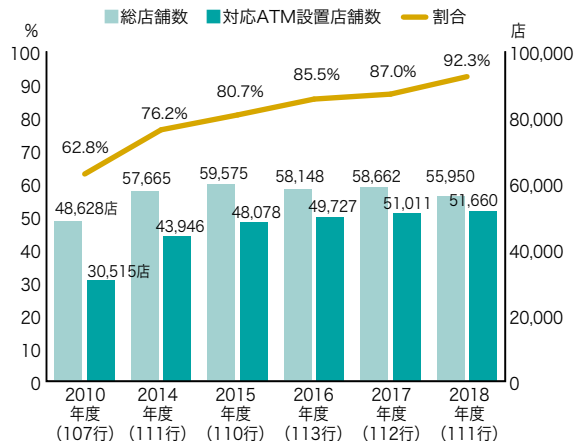
施設・設備等のバリアフリー化の取組み状況 (2019年3月末時点)  
(単位：行)



視覚障がい者対応ATM設置台数 全体の推移



視覚障がい者対応ATM設置店舗数 (無人店舗を含む)







## 7 地域経済の活性化、地方創生への取り組み

地方創生への取り組みは、SDGsの目標「8.働きがいも経済成長も」の達成に寄与するものと考えられます。全銀協は、地方創生をSDGsの主な取組項目の一つに掲げ、中長期的に地域活性化に向けて会員銀行の積極的な取組みを促進していくための取組みを実施していきます。

その一環として、2019年度も、2018年度に引き続き、会員銀行の地方創生に関する取組事例のアンケート調査を実施し、調査結果を会員銀行に還元するとともに、全銀協ウェブサイトにおいて公表しています。

また、本レポートにおいても会員銀行の地方創生に関する取組事例を紹介し、会員銀行の地方創生への取組みの推進を図っています。

全銀協ウェブサイト

「地方創生に関する取組み」<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/contribution/sousei/>

### 会員銀行取組事例（2019年度 アンケート調査結果）

- 地方への新しいひとの流れをつくる  
三菱UFJ銀行 ～「MUFG地方創生ファンド」の創設・推進～  
みずほ銀行 ～金融機関主導型の持続的な地方都市再生・まちづくり事業～
- 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する  
りそな銀行 ～町立白木小学校統合に伴う跡地利用検討ワークショップ～  
埼玉りそな銀行 ～当社の機能やネットワークを活用し、埼玉県内開発案件や公共施設整備等における官民連携を支援～
- その他  
三井住友銀行 ～神奈川県と連携したSDGs推進の取組み～、～横浜市との連携によるSDGs達成に向けた取組み～  
三井住友信託銀行 ～岩手県との地方創生展（仮称）の取組み～

※地方銀行および第二地方銀行の取組事例は、以下の全国地方銀行協会および第二地方銀行協会のウェブサイト参照

全国地方銀行協会ウェブサイト

「地方創生への取組み」<https://www.chiginkyo.or.jp/>

第二地方銀行協会ウェブサイト

「地域活性化」[https://www.dainichiginkyo.or.jp/membership/region\\_activate.html](https://www.dainichiginkyo.or.jp/membership/region_activate.html)

また、内閣府 地方創生推進事務局が2018年8月に設置した「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」に全銀協も加入しており、同プラットフォームを通じて、会員銀行への情報還元等を図っています。

## 8

## 高齢者等さまざまな利用者に対する 金融アクセス・サービスの拡充等

8 働きがいも  
経済成長も

超長寿社会の到来等を見据え、高齢者等さまざまな利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充を推進することは、「金融サービスの拡充」等をターゲットに掲げるSDGsの目標「8.働きがいも経済成長も」の達成に寄与するものです。

全銀協は、2018年10月、「高齢者等さまざまな利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等」をSDGsの主な取組項目の一つに掲げ、今後もその重要性はますます高まるとの認識のもと、活動を推進・拡充していくこととしています。

### ① 高齢社会対応等検討部会の設置

金融業界においても高齢社会への対応の重要性が高まっている背景等を踏まえ、銀行界として、統一的・集約的に高齢社会への対応の検討を進めるため、2019年10月15日付で全銀協の企画委員会下部に、新たに「高齢社会対応等検討部会」を設置しました。

高齢社会における銀行の顧客サービスのあり方等について、本検討部会を中心に検討を進めています。

### ② 認知症サポーター養成講座

全銀協は、銀行界における認知症サポーター数を増やすことを目的に、2007年度から全国キャラバン・メイト連絡協議会の協力を得て、会員銀行等を対象に認知症サポーター養成講座を毎年開催しています。「認知症サポーター」とは、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者のことです。

2017年7月に開催された「第6回認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議」において認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）における認知症サポーター数の数値目標が更新（2020年度末までに1,200万人）されました。こうした背景や、認知症サポーターの周知が進んだことで、全銀協だけでなく、各会員銀行においても認知症サポーター養成講座が開講されるなど、業界全体に認知症サポーターを増やすための取組みが広がっています。

2019年度は12月12日に認知症サポーター養成講座を開催し、参加者は講義や銀行店頭での認知症の方への接し方などについてのグループディスカッションなどを通じて、認知症についての理解を深めました。



講座の様相

### ③ 関連するテーマの講演会

2019年9月26日に開催した「人権・同和問題啓発講演会」において、障害者差別解消法の施行（2016年4月）から3年余りを経過し、障がい者への合理的配慮に対して銀行の取組みが進展するとともに現状の課題等も指摘されていること等を背景に、おごだ法律事務所の大胡田誠 弁護士らを招き「ダイバーシティ・マイノリティの尊重について」をテーマに講演会を行いました（30頁参照）。

## ④ 高齢者向け金融リテラシー教材の制作・配付

超長寿社会の到来等を見据え、金融犯罪被害や金融商品販売におけるトラブルの防止、適切な資産管理や資産運用の啓発等を目的として高齢者に対する金融経済教育を実施しています。

2019年度は、高齢者向けの金融リテラシー教材を制作しました。この教材は、高齢者の方でも読みやすいデザイン（UCDA 認証取得）で、人生100年時代に備えた資産管理や資産運用の方法について解説しています。

また、2018年度に引き続き、「金融犯罪の防止啓発」および「金融商品・サービスの種類・特徴・リスク」をテーマとした教材も配付しました。

- ・金融知識入門シリーズ（はじめて学ぶ相続ガイドBOOK）
- ・金融犯罪安全チェック
- ・これで安心！金融商品のご案内



## ⑤ 金融審議会（市場ワーキング・グループ）への参加

市場ワーキング・グループ（以下「同WG」という）は、2016年4月に金融担当大臣からの「市場・取引所を巡る諸問題に関する検討」との諮問を受けて設置されました。

2018年9月から2019年6月にかけて、高齢社会における金融サービスのあり方など、国民の安定的な資産形成等について議論が行われ、10月からは、顧客本位の業務運営のあり方を中心に議論が行われています。全銀協はオブザーバーとして参加しており、10月23日に開催された第25回の同WGにおいて、萩原全銀協企画委員長（三井住友銀行常務執行役員）（当時）から、三井住友銀行における「顧客本位の業務運営」に関する取組みを紹介しました。

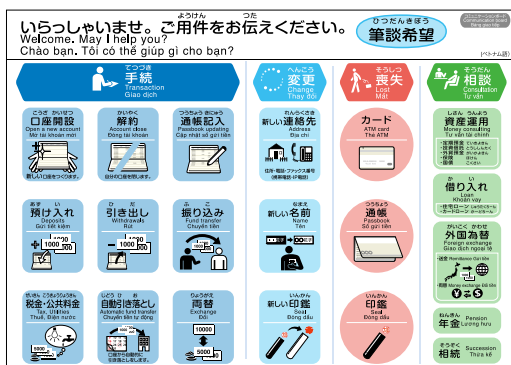
同WGにおける議論を引き続きフォローし、会員銀行に対する情報提供を行っていきます。

## ⑥ 外国人受入れ環境整備への多言語対応の取組み

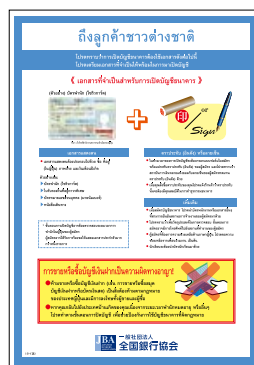
外国人労働者の受入れを拡大する「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（改正出入国管理法）が2019年4月1日に施行されたことに伴い、銀行界としても、今後ますます増えることが予想される在留外国人に対する銀行窓口における円滑なコミュニケーションをサポートするべく、2019年4月に以下の対応を実施しました。

- ・多様なバックグラウンドを有する外国籍の方の円滑な口座開設に資するよう、口座開設時に必要となる書類等について説明したチラシを14言語（日本語を含む）<sup>\*</sup>で作成し、会員銀行に提供。
- ・外国籍の方が希望する取引や手続きを円滑に銀行職員に伝えることができるよう、代表的な取引や手続きを絵記号デザインで表記したコミュニケーションボードを14言語（日本語を含む）で作成し、会員銀行に提供。

<sup>\*</sup> 14言語の内訳は、日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タイ語・クメール語（カンボジア）・タガログ語（フィリピン）・ネパール語・モンゴル語・インドネシア語・ビルマ語（ミャンマー）



コミュニケーションボード（ベトナム語）



口座開設等手続きに関するチラシ（タイ語）



# 会員銀行の取組み

Efforts of Member Banks

## 1 金融経済教育に関する取組み



### りそなグループ

(りそな銀行・埼玉りそな銀行・関西みらい銀行・みなと銀行)



### りそな・みらいキッズマネーアカデミー

#### 取組みの概要・特長

2005年に開始したりそなキッズマネーアカデミーは、若手従業員が講師となり、「お金の流れ」や「お金の役割」「働くことの大切さ」などを楽しく学習する子ども向け金融経済教室です。

コラボレーション企画も開催し、地域の企業や自治体と連携することで、当社だけではできない体験を子どもたちに提供しています。

2019年から関西みらいフィナンシャルグループ（関西みらい銀行・みなと銀行）も同様のプログラムを本格展開し、みらいキッズマネーアカデミーを開催。2019年はりそな・みらい合わせて全国で222回開催し、そのうち65回コラボレーション企画を実施しました。3,988名の子どもたちにご参加いただき、15年間で卒業生は4万名を超えました。

#### 取組み実施の背景等

2003年の公的資金注入後、2004年度の黒字化を機に、国民の皆さまに支えていただいた銀行グループとして、「金融や経済のことを地域の子どもたちに伝えたい」という従業員の声からスタートしました。

初回のカリキュラムは、本部や営業店の垣根を超えて集合した従業員有志が議論を重ねて作り上げました。楽しく学ぶためにオリジナルのクイズやゲームを考案し、手作りグッズを作成、現在に続く基礎となっています。現在では、低学年と高学年とを分けた授業カリキュラム、6種類のゲームキットなどがありますが、多様な内容に

合わせてマニュアルを整備することにより、全国200カ所以上の会場で授業を実施できる環境が整えられています。

#### 取組みの成果

15年が経ち、認知度も上がり、今年は4,419名の募集に対して約1.3倍の5,708名の応募をいただきました。

参加した子どもたちのアンケートでは、「お金の大切さや、やりくりのむずかしさを実感した。」「この経験を生かして将来に役立てたい。」というコメントや、保護者からは「お金を大事にするようになった。」「お金のことは教えるのが難しいので、楽しく教えていただけてよかった。」「お小遣い帳をつけるようになった。」等のお言葉を多数いただいています。

毎年、現場若手従業員が業務の合間に準備し開催する本取組みは、従業員一人ひとりが改革、改善の意識を持ち、気づきと努力で実現する、りそなグループのボトムアップ型の取組みの代表例となっています。

#### 今後の課題・目標

キッズマネーアカデミーは、小学生向けに開催していますが、昨年開始した中学生向けのティーンズマネーアカデミーの活動にも力を入れていきたいと思えます。

今後は、それぞれの学年や、社会環境の変化に対応したプログラムを実施していきたいです。

#### 参考URL

<https://www.resona-gr.co.jp/academy/>



## 2 環境に関する取組み



## 三井住友銀行



## TCFD 提言に対応した気候変動シナリオ分析

## 取組みの概要・特長

株式会社三井住友銀行（以下「SMBC」という）は、TCFD 提言において推奨される気候変動シナリオ分析を実施し、リスクの定量化を行いました。グローバル金融機関として初めて、将来想定される財務的影響の具体的な数値を開示しました。

## 取組み実施の背景等

今回、SMBCが先駆的な開示を行った目的は大きく2点あります。1点目は、投資家に対する透明性の確保です。気候関連を含めた非財務情報開示の充実により、当行に対する投資家の適切な理解を促し、中長期的な企業価値向上につなげていきます。2点目は、銀行業界に対するナレッジの提供です。シナリオ分析を含むTCFD対応へのSMBCの考え方を他行と共有し、銀行業界全体で気候変動リスクの分析、管理に関する議論を深めていくことで、今後のリスク管理の高度化を企図しています。

## 取組みの成果

TCFD 提言が推奨する開示項目の中で最も重要となる気候変動シナリオ分析を、「物理的リスク」（気候変動によりもたらされる自然災害等により生じるリスク）、「移行リスク」（低炭素社会への移行に伴う気候変動政策や規制、技術革新等により生じるリスク）それぞれについて実施しました。物理的リスクでは、リスクイベントを水

災に特定し、RCPシナリオ（IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が研究に使用するもの）を用いてその影響を分析した結果、想定される損失額の増加分は、2050年にかけて累計300～400億円程度と試算されました。移行リスクでは、IEA（国際エネルギー機関）のシナリオを用い、今後見込まれる資源価格や発電コストの変化などからエネルギー・電力セクターが受ける影響を分析した結果、想定される損失額の増加分は、2050年までの単年度で20～100億円程度と試算されました。開示に際し、国内外の投資家等からは、「日本企業における世界でも先進的な取組み」「日本企業にとっての良いロールモデルになってほしい」といった評価をいただいております。

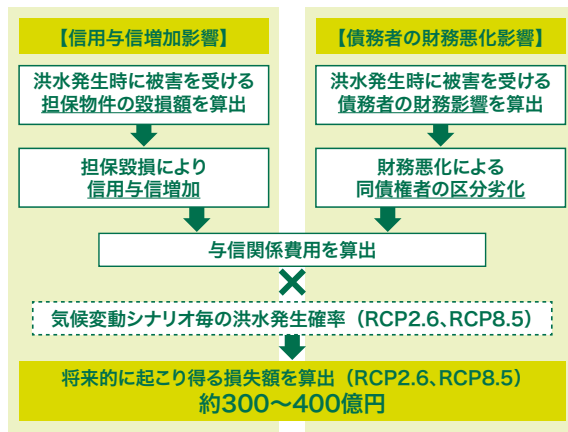
## 今後の課題・目標

今後、よりTCFD 提言に即した開示を行うべく、シナリオ分析の対象を拡張していくほか、リスク管理体制、ガバナンス体制を適宜見直し、気候変動影響を勘案したかたちへと更なる高度化を進めていく予定です。また、2019年5月に発足した「TCFDコンソーシアム」への参加を通して、TCFDへの取組みに関する方法論を企業間で共有しつつ、気候関連情報の開示充実化を目指してまいります。

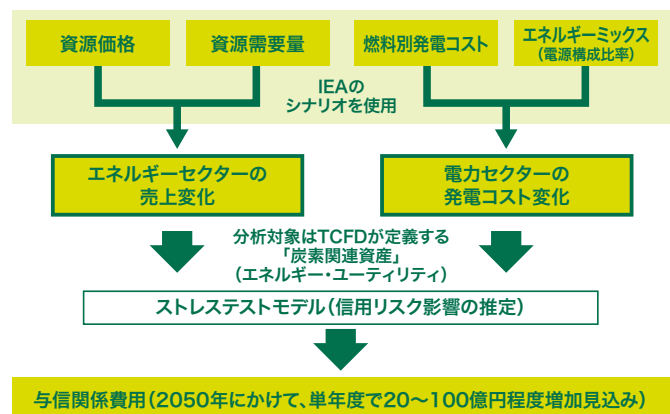
## 参考URL

<https://www.smfg.co.jp/sustainability/materiality/environment/climate/>

## 物理的リスクの分析プロセス



## 移行リスクの分析プロセス





# 中国銀行

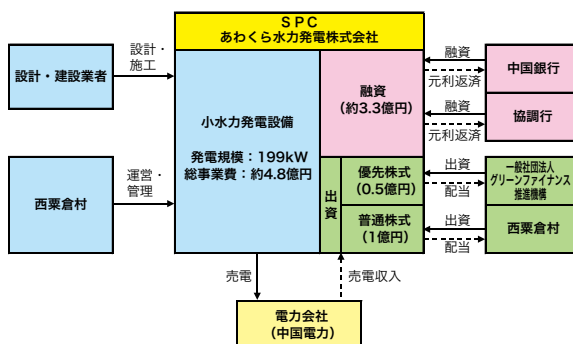


## 地域活性化に向けた取組みについて～小水力発電事業向けファイナンス～

### 取組みの概要・特長

中国銀行は、2019年4月に西栗倉村<sup>※</sup>が計画する小水力発電事業（以下「本プロジェクト」という）に対する融資を決定しました。本プロジェクトは、地方自治体の西栗倉村がメインスポンサーとなり、あわくら水力発電株式会社（SPC）を設立し、村を縦断する吉野川の豊富な水資源を活用することを目的に、既存の村営小水力発電所の上流域において、新たに民間型の小水力発電事業を行うもので、当該事業に対する融資は、中国銀行によって初めての取組みとなりました。中国銀行では今後も、地域活性化を進めていく取組みを支援してまいります。

本プロジェクトスキーム図



※本プロジェクトの事業地で、岡山県の最東北端に位置し、人口減少と高齢化が進んできた人口約1,500人の地方自治体。西栗倉村は地域資源を最大限に活用し低炭素化と持続的発展を両立する地域モデルの実現を先導する「環境モデル都市」の一つとして国からの選定を受けており、本プロジェクトはその一環として取り組むもの。本件の実現により、既存の村営水力発電所と合わせて西栗倉村内の全消費電力の4割強が賄われる計算となる。

### 取組み実施の背景等

西栗倉村は、村域の93%を占める山林資源の活用・保全を軸に、林業の再生と1ターナー者によるローカルベンチャー事業の育成など地域活性化事業に対し、地域の持続性確保に向けた取組みを積極的に行っています。そのような中、中国銀行に対し、本プロジェクトにかかる融資の相談を受けました。

本プロジェクトは、配当収入を自主財源とし、地域活性化事業に充てる地域課題解消に寄与する案件であり、是非とも支援したいとの思いから、本プロジェクトに参画している一般社団法人グリーンファイナンス推進機構<sup>※</sup>と連携を図り、事業把握に努め、融資決定に至りました。

※低炭素社会の創出、生物多様性の保全、循環型社会の形成などのための金融を推進し、もって持続可能な社会の形成に寄与することを目的に2013年5月に設立された法人。環境省所管の「地域低炭素投資促進ファンド事業」の基金設置法人に選定されており、低炭素化プロジェクトに対する出資事業(グリーンファンド)を全国規模で展開している。

### 取組みの成果

本プロジェクトの運転開始予定は2020年5月を予定しており、効果検証はこれからですが、本プロジェクトのような「地域活性化に資する案件」を掘り起こすためのPRを行っております。

### 今後の課題・目標

引続き、本業を通じ、地域活性化に資する取組みへの支援を行ってまいります。



※上の写真は、西栗倉村の第1号小水力発電所。本プロジェクトは第2号小水力発電の取組みであり、2020年5月頃完成し、運転開始予定。

参考URL  
<https://www.chugin.co.jp/news/328.html?y=2019&c=201>





# 三井住友信託銀行



## 責任銀行原則への署名とポジティブ・インパクト・ファイナンス

### 取組みの概要・特長

2019年9月、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱する「責任銀行原則」(以下、「PRB」という)に署名しました。責任銀行原則はSDGsの3つの側面である環境・社会・経済に及ぼすインパクトに着目して、ポジティブ・インパクトを増加させ、ネガティブ・インパクトを低減させることを、金融機関の融資の意思決定に盛り込むように求めています。三井住友信託銀行ではPRB発足に先立ちインパクトを重視するポジティブ・インパクト・ファイナンス<sup>\*</sup>の提供を開始し、2019年3月に世界初となるポジティブ・インパクト・ファイナンス(資金用途を特定しない事業会社向け融資タイプ)の融資契約を締結しました。



<sup>\*</sup>企業活動が環境・社会・経済にもたらすインパクト(ポジティブな影響とネガティブな影響)を包括的に分析・評価し、当該活動の継続的な支援を目的として融資を実行するもの。UNEP FIが定めたポジティブ・インパクト金融原則および同実施ガイドラインに即した手続きを踏まえて実行するものであり、企業のSDGs達成への貢献度合いを評価指標を活用して具体的に明示して開示することが最大の特徴。

### 取組み実施の背景等

三井住友トラスト・ホールディングスのサステナビリティ方針では、環境や社会の課題解決に貢献する商品・サービスを開発・販売することで当グループの企業価値を向上させることを第一の方針に掲げています。

信託銀行の機能を活用し、当社のお取引先が環境・社会・経済に及ぼすポジティブ・インパクトの最大化を目指すことがステークホルダーとの共通価値の創造であると考えており、当社が直接的に社会にインパクトを及ぼすことに加えて、間接的にインパクトを及ぼすことに注力していきます。

当社では、ポジティブ・インパクト・ファイナンスにより、SDGsの目標

達成に資するお客様の事業活動を支援するとともに、お客様の中長期的な企業価値の向上に貢献することを引き続き目指していきます。

### 取組みの成果

当社がお取引先やプロジェクトに融資する際に、企業や事業の活動、製品、サービスがSDGsやパリ協定の目標達成に具体的にどれだけのインパクトを及ぼしているかを評価する「インパクト評価」の考え方を意思決定に組み込むことを始めました。これによって、融資先の環境・社会配慮に関する直接的な効果と、それを金融で支援する当社の間接的な効果を測定することができます。

### 今後の課題・目標

銀行融資が環境・社会・経済に与えるインパクトの測定に関する知見を積むことを目的として、UNEP FIのインパクト評価のワーキンググループに参加し、諸外国の先進的な金融機関や第三者評価機関と研究を進めています。

それらの「インパクト評価」を統合報告書などの情報開示においてどのように開示し、企業価値向上と社会的価値向上の双方の観点からステークホルダーに分かりやすく訴求することができるかが課題です。

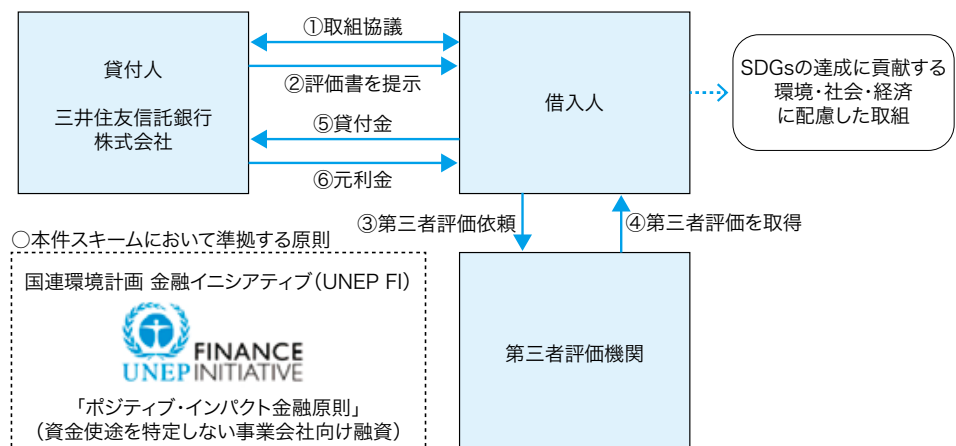
先行する責任投資原則が投資の意思決定にESGの要素を組み込むのと同様に、SDGsへの貢献を意思決定に組み込んだ融資の普及・拡大を目指します。

#### 参考URL

<https://www.smtb.jp/csr/news/archive/pdf/20190925.pdf>

<https://www.smtb.jp/csr/news/archive/pdf/20190328.pdf>

### スキーム概要



3 ダイバーシティ推進に関する取組み



# 千葉銀行



## ダイバーシティ推進に関する取組みについて

### 取組みの概要・特長

ダイバーシティ推進を重要な経営戦略と位置づけ、トップダウンで取組みを進めています。

2020年度までに女性の管理職比率を20%、女性のリーダー職比率を30%以上とする目標を掲げています。

また、2017年6月には女性執行役員を初登用しました（2020年1月末現在の女性執行役員数2名）。

### 取組み実施の背景等

お客さまのニーズの変化に対応するとともに、投資型金融商品の販売など多様化する業務の担い手を確保していくため、様々な能力を持った人材の育成と活用を強力に進めています。

### 取組みの成果

2019年7月時点で女性管理職比率は15.1%、女性のリーダー職比率は30.7%となっており、リーダー職比率は期限前に目標を達成しました。

女性役員・管理職が増えたことで意思決定の場で女性の存在感が高まったことや、渉外・本部の企画担当等、女性が活躍するフィールドも増えてきたことで、性別等に捉われずキャリアアップを目指すことができる組織風土が醸成されてきたと実感しています。

仕事と育児の両立支援の面では、県内3カ所に事業所内保育所を設置しました（うち2カ所は企業主導型保育所）。

また、えるほしやプラチナくるみん等、外部機関からの評価も企業価値の向上・職員のモチベーションアップにつながっています。2020年3月には、経済産業省が実施する令和元年度「新・ダイバーシティ経営企業100選プライム」に金融機関として初めて選定されました。

このほか、年齢を問わず能力を最大限に発揮・活躍できる環境整備を進めており、高齢者の一層の活躍の場を拡げるため、70歳まで勤務可能となる制度も導入しています。

さらに、障がい者雇用については、グループ会社のちばぎんハートフル株式会社が地方銀行100%出資子会社として初めて「障害者の雇用の促進等に関する法律」にもとづく「特例子会社」に認定されるとともに、千葉県より、千葉県障害者雇用優良事業所認定事業「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」に認定されています。

### 今後の課題・目標

「制度の充実」、「制約のある職員も働き続ける」という2段階までは達成できたものと認識しています。今後はデジタル化の進展や異業種の参入など大きく変化していく金融環境のなかで「全ての職員が活躍する」という最終段階の達成に向けて、意識改革と環境整備に重点を置いた取組みをさらに進めてまいります。

### 参考URL

<https://www.chibabank.co.jp/company/info/diversity/>



ダイバーシティ  
行動宣言ポスター



事業所内保育所  
ひまわり保育園

## 4 障がい者対応に関する取組み



## 三菱UFJ銀行


  
三菱UFJフィナンシャル・グループ

## 窓口における手話通訳サービスに関する取組みについて

## 取組みの概要・特長

三菱UFJ銀行は、すべてのお客さまが安心して利用いただけるよう、あらゆるお客さまに配慮した接客・対応（ホスピタリティ）、安全・安心な店舗づくり（ファシリティ）など、ソフト面とハード面におけるユニバーサルデザインの導入に取り組んでいます。

2019年1月、聴覚・言語障がい者のお客さまへの対応として、全支店に「手話通訳サービス」を導入し、聴覚・言語障がいのあるお客さまが窓口のタブレット端末で手話通訳サービスのオペレーターを介して行員と手話または筆談で相談できるサービスを開始しました。

## 取組み実施の背景等

従来、三菱UFJ銀行の非対面チャネルにおいて、聴覚・言語障がい者のお客さまからのお問い合わせをする窓口がありませんでした。そこで、2016年4月施行の「障害者差別解消法」の「合理的配慮の提供」の観点から聴覚・言語障がい者のお客さまに、より便利に・より安心して当行を利用いただけるよう、手話通訳リレーサービスの導入を検討し、2017年11月にコールセンターでサービスの試行を実施しました。

続けて、来店いただいた聴覚・言語障がい者のお客さまもご利用できるよう2019年1月に全支店のタブレット端末に手話通訳アプリを導入しました。

## 取組みの成果

従来は来店された聴覚・言語障がい者のお客さまとは筆談器やコミュニケーションボードでの対応となり相当な時間がかかっていました。本サービスの導入により、手話通訳者を通じて、お客さまの意思をリアルタイムに伝えられるようになり、手続きにかかる時間も短縮されお客さまに大変喜ばれています。

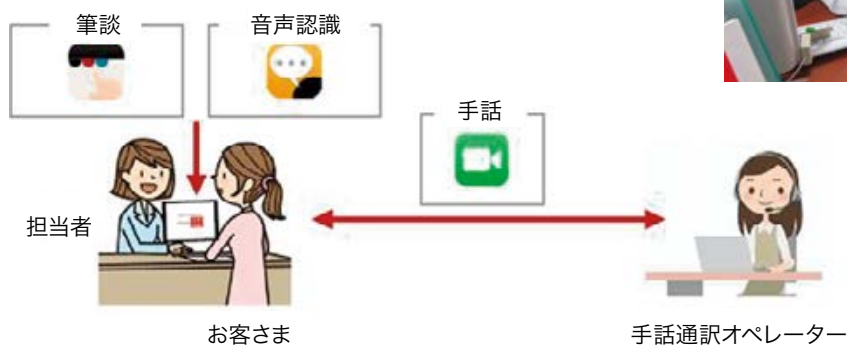
筆談器では一般的な手続きの他に運用性商品、住宅ローンの相談で込み入った内容のやり取りには限界がありましたが、手話を介すことで円滑なコミュニケーションで対応できるようになり、よりわかりやすい案内等が可能となりました。

何よりお客さまが手続き後、「ありがとう」と笑顔で帰られるのが大変嬉しく、一番の成果だと感じています。

## 今後の課題・目標

今後も三菱UFJ銀行ではすべてのお客さまがより便利に・より安心して利用いただけるよう、各種サービスの拡充に努めるとともに、行員の対応スキルや知識向上に向けた活動を継続してまいります。

## イメージ図



実際に窓口で手話通訳を利用している様子





# セブン銀行



## 視覚障がい者向けATM音声ガイダンスサービス認知向上への取組み

### 取組みの概要・特長

セブン銀行では、視覚障がいのある方にも安心してATMを利用いただけるよう、音声案内を聞きながらボタン操作だけで入出金ができる「音声ガイダンスサービス」を提供しています。

現在、セブン-イレブン店舗等にある全国25,000台以上のすべてのセブン銀行ATMで、提携金融機関約540社の音声ガイダンスサービスによるお取引（引出し、預入れ、残高照会）が可能です（2019年11月末時点）。

このサービスが広く認知、活用されるための様々な活動を行っています。

2019年11月には、「日本点字図書館オープンオフィス<sup>※</sup>」にて音声ガイダンスサービス体験会を行いました。視覚障がいのある方がATMに触れ、音声ガイダンスを聞く体験を通じ、ATM操作へのハードルを取り除くことを目指しました。

また、例年12月から翌年1月にかけて、「ラジオ・チャリティ・ミュージックソン」に協賛した「音声ガイダンスサービス 知って！ 広めて！ キャンペーン」を実施しています。音声ガイダンスサービス利用件数に応じ、セブン銀行が「ラジオ・チャリティ・ミュージックソン」に寄付します。寄付は、音の出る信号機等の購入にあてられます。

※社会福祉法人日本点字図書館での視覚障がい者向け施設公開イベント

### 取組み実施の背景等

開業当初より視覚障がいのある方からの当社ATMに対する期待は高く、視覚障がい者団体から具体的な要望をいただく等社会的な要請が高まる中、2007年より音声ガイダンスサービスでのATM取引を開始しました。この機能は、視覚障がいのある方々によるモニター評価を繰り返しながら開発しました。

開発のポイントは、以下のとおりです。

- ①初めて操作する人も一人で操作可能
- ②セキュリティへの配慮（いたずら防止のため、音声取引中は画面やテンキーからの入力を停止）
- ③プライバシーへの配慮（視覚障がい者取引であることを周囲に意識させない画面表示、入出金額や残高を画

面に表示しない工夫)

- ④ATM事業を展開するセブン銀行ならではの機能（操作手順の標準化、利用銀行名・手数料を音声で案内）

### 取組みの成果

音声ガイダンスサービス体験会には、70組の方々に参加いただきました。「普段から利用している。以前は人に頼んでいたが、今では一人でATMを操作するようになった」との声をいただく一方で、「ATMに初めて触った」「このようなサービスがあるのを知らなかった」との反応も多く、視覚障がいのある方にとって生活のコンテンツの一つとしていただくためには、より一層の認知向上の必要性を認識しました。

また、「音声ガイダンスサービス 知って！ 広めて！ キャンペーン」は、今回で10回目の実施となります。継続的な取組みにより、音声ガイダンスサービス利用件数は緩やかに伸長してきています（前年度比104.4%）。

### 今後の課題・目標

セブン銀行の重点課題（マテリアリティ）の一つである「誰もが活躍できる社会づくり」を目指し、関係各所との連携を図りつつサービスへの認知を広げるとともに、今後もユニバーサルなサービスの提供に努めてまいります。

### 参考URL

<https://www.sevenbank.co.jp/csr/materiality/03.html#ac12>



ATM音声ガイダンス体験会の様子



ATM音声ガイダンス配布チラシ



## 5 高齢者等対応に関する取組み



## みずほフィナンシャルグループ



## 少子高齢社会に対応したサービスの拡充

## 取組みの概要・特長

進展する少子高齢化の中で〈みずほ〉は、お客さまの新たな楽しみや不安に寄り添い、人生100年時代におけるライフデザインのパートナーとして、お客さま一人ひとりの将来の生活やゴールをお伺いしてライフデザインを共有し、お客さまの立場に立った適切なアドバイスを行う「総合資産コンサルティング」を行っています。

## 取組み実施の背景等

「少子高齢化」は、日本が直面する最大の課題です。現在、100歳以上の高齢者の数は7万人を超え、認知症の高齢者は年々増加し、2025年には約700万人（65歳以上人口対比約20%）になるという推計結果もあります。

こうした背景から、長期的な資産形成に対するニーズ、貯めた資産を長い老後生活にあわせて安全・適切・計画的に受け取り、使っていくニーズ、高齢者が金融システムから阻害されずサービスを受け続けられる（金融包摂）仕組みづくりのニーズ等が一層高まっています。

また、高齢者の将来の不安は、金融ニーズにとどまらず、健康や暮らしに関連する非金融ニーズなど多岐にわたります。そのため、対面でのやり取りを通じてお客さ

まのさまざまな想いに寄り添うことができる強みを発揮できる領域であると考え、積極的に取り組んでいます。

## 取組みの成果

「選べる安心信託」は、資産管理などの金融サービスに加え、介護や老人ホームなどの非金融サービスを組み合わせ、ライフステージに応じて利用頂ける商品であり、発売以降好評を博しています。

また、認知症になった後も、引続きサービスや支援を受け続けられる仕組みを提供すべく、「認知症サポート信託」の取り扱いを2019年9月に開始しました。

みずほ信託銀行はこのような取組みが評価され、2018年、2019年と、2年連続で日経金融機関の顧客満足度ランキング1位を獲得しました。

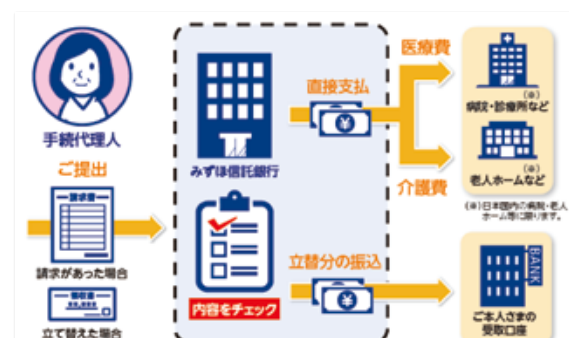
## 今後の課題・目標

今後は、非金融面も含めたサービスの更なる拡充を図り、金融機関としての「信頼」をベースとして、お客さまのニーズに応じたサービスをグループ一体となって提供してまいります。

## 参考URL

<https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/business/structure/aging/index.html>

## 選べる安心信託

認知症サポート信託  
お支払いチェックサービスの仕組み



# 京都銀行



## 超高齢社会について地域で考える

### 取組みの概要・特長

「高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくり」を実現するため、京都府や地域企業等と連携し、見守り活動を通じて高齢者の孤立や不安の解消に取り組んでいます。また、医療、福祉、法律等の専門的知識を集約した包括的議論を行い、認知症にやさしいサービスの検討やそのガイドラインとして異業種連携共同宣言の策定および普及を目指しています。

### 取組み実施の背景等

2025年には、高齢者の5人に1人が認知症を発症すると見込まれています。認知機能の衰えに伴い特に問題視されているのが、日常生活の金銭管理です。地域の金融機関として金銭管理などの支援はもちろんのこと、住民の異変に気づいた場合、各自治体等と連携し、孤立させることなく見守ることが重要な使命となってきました。

### 取組みの成果

#### ①認知症教育

京都銀行では、ほぼ全行員が認知症サポーター養成講座を受講しています。また、専門家（医師・社会福祉士等）を講師に招き「認知症応対実践講座」を開催するなど、認知症への理解を深めることで、日頃からお客さまに寄り添った応対を実践しています。

#### ②地域包括支援センターとの連携

2016年から全店舗で地域包括支援センターと勉強会などを通じて連携を深めています。支店に来店され帰ることができなくなった認知症の高齢者に対し、本人の同意を得たうえで地域包括支援センターに連絡し、無事ご家族に引き継ぐことができた例などもあります。地域の金融機関として、地域にお住いの高齢者が安心して暮らせる地域づくりを積極的に担っています。

#### ③異業種連携協議会の参加

京都府や地域企業等で構成される異業種連携協議会に参加し、他企業と情報交換を行いながら認知症問題について議論しています。現在、高齢者や認知症の人に身近なサービスを提供する企業が業種の枠を超え、それぞれの業務内容をいかした「認知症にやさしい」商品・サービスの検討に取り組んでいます。

### 今後の課題・目標

認知症になっても個人の尊厳が尊重され、安心して暮らし続けられる社会を実現するためにも、健康時から認知症に至るまで途切れなくサポートできる商品・サービスの整備を進め、地域の皆さまとともにすべてのお客さまが安心して利用できる金融サービスの提供に努めてまいります。



認知症応対実践講座



異業種連携協議会

## 6 貧困問題に関する取組み



## 青森銀行



## SDGs 私募債の寄贈オプションおよびクラウドファンディングを活用した子どもの貧困問題への取組み

## 取組みの概要・特長

青森銀行は、SDGs 私募債「未来の創造」の寄贈オプションを活用し、子ども食堂の運営費を寄付しました。

また、クラウドファンディングCAMPFIREのプラットフォームを活用し、児童養護施設を退所した若者を支援する相談所を併設したインクルーシブカフェの開設を支援しました。

## 取組み実施の背景等

青森県内では、子どもを持つ家庭のうち3割以上の世帯で生活に困難を抱えています。貧困問題を抱える家庭では、保護者・子どもとも、高等教育への進学希望が低く、健康状態、自己肯定感も低いという結果が出ています。貧困が家庭を介して世代を超えて連鎖し固定化されることは、人の尊厳に係ることであり、結果として地域経済にとって損失になります。

子どもの貧困問題解決という地域社会からの要請に、企業として応えるため、銀行の持つ金融仲介機能を活用しました。

## 取組みの成果

青森県では、子ども食堂の普及が進んでおらず、児童養護施設退所後の若者を支援する取組みも限られています。

青森銀行の支援はささやかなものですが、青森銀行が持つ地域における発信力の活用により、新聞等で大きく取り上げていただきました。結果として、子ども食堂やインクルーシブカフェに対する理解につなげることができたと考えています。

## 今後の課題・目標

子どもの貧困問題解決に向けての課題は、福祉・教育と経済界とのつながりが弱いということです。

青森県を経営基盤とする地域金融機関として、行政機関をはじめ各種機関と連携していくことが大切だと考えています。誰一人取り残さない世界の実現のために、その橋渡しの役割を果たしていきたいと考えています。



インクルーシブカフェ



子ども食堂の運営ボランティアの皆さん



子ども食堂ふれあい広場





# シティバンク、エヌ・エイ東京支店



## 子育て世代のくらしとお金の教室

### 取組みの概要・特長

シティグループは、2016年から沖縄県で、「子育て世代のくらしとお金の教室」と題して、経済的に厳しいひとり親家庭や子育て世帯向けに、家計の改善などの課題解決に必要な情報や知識・スキルを身につけるためのセミナーを提供し、世代間の貧困の連鎖を断つ活動を行っています。家計の改善により、日々の食費等を安定させるだけでなく、教育資金を捻出できることを目指しています。この活動は、シティグループの慈善基金であるシティ・ファウンデーションと沖縄県母子寡婦福祉連合会が共催しています。

活動の特長は、様々な子育て世代のニーズに応えるため、少人数の夜間連続講座、著名講師による講演会、個別相談会など複数のシリーズを提供していることです。毎回、無料の託児サービスを設け、参加しやすさを工夫しています。家計簿をつけるだけに限らない、多種多様な方法を楽しく学び、実践と継続に繋がります。また、長期休みの時期には親子講座を開設し、仕事や買い物体験などを通じて家計の支出と収入を学びます。家庭内における家計管理の意識向上と改善につながるとともに、各家庭の習慣として世代間で引き継ぎやすい金銭感覚や仕事観について、子どもがより広く客観的な視野を持つことで世代間の貧困の連鎖の防止に役立ちます。

### 取組み実施の背景等

シティ・ファウンデーションは、「慈善活動を超えて」をスローガンに、所得水準が低い地域の経済的発展を促進し、そこで暮らす人々の生活水準向上を支援することを使命としています。沖縄県は、個人の年間収入が全国平均を大きく下回るだけでなく、出生率、若年出生率、母子世帯率が共に全国1位にある一方、高校進学率は全国最下位です。背景には、親の教育水準や経済的な困難が世代間を連鎖しやすい点があります。当活動は、経済的に厳しい家庭が多いひとり親や子育て世代が、家計収支を改善し、教育費積立て等を含む資産を築くことを目指しています。

### 取組みの成果

2016年に年に数回の講座提供から開始した活動は、2019年は、年間で20回以上開催しました。100名程が参加する回もあり、参加者の9割以上が家計の改善が見込まれると回答しています。追跡調査においても、ひとり親家庭における家計収支の改善がみられています。

### 今後の課題・目標

当活動は地元の子育て世代に好評いただき、継続的な参加者が増えてきました。切り口や内容を変えながら、引き続き役立つ内容を提供してまいります。



講座の様様







# 東京スター銀行



## 子どもの貧困解決のための取組み ~東京スター 子ども応援プロジェクトを始動~

### 取組みの概要・特長

2019年度から子どもの貧困問題解決のための「東京スター 子ども応援プロジェクト」として3つの施策を始動しました。

#### ①社会的養護施設出身者等への奨学金 (東京スター銀行奨学金)

児童養護施設等の子どもたち7名に1人年間50万円、最大4年間で200万円の進学費用を支援する給付型奨学金です。金銭面に加え精神面でも支援するため、定期的に面談を行うメンター制度を設け、行員のボランティアがメンターとして子どもたちを見守ります。

#### ②シングルマザーのための就労支援

半数以上が貧困状態にあるといわれているシングルマザーを対象として、ビジネスマナーやPC講座等、事務職向けのキャリアアップ講座を実施します。プログラム終了後には東京スター銀行の採用試験の機会を設け、直接雇用による支援も予定しています。

#### ③子ども食堂への活動資金支援

11団体13拠点の子ども食堂に最大50万円を上限に寄付を行いました。運営費用の支援に加え、近隣支店の行員が食堂運営の際のボランティアとして参加しています。

### 取組み実施の背景等

2014年頃より、困難な状況にある子どもの支援として、貧困や虐待防止等の社会問題の解決に向けた取組みを行ってきました。協働するNPO団体と接する中で子どもの貧困問題解決への取組みの重要性を感じるとともに、社内の関心の高まりを受けて、2019年度の施策を実施することとなりました。

### 取組みの成果

行員の子どもの貧困問題への関心喚起を行い、3施策の全ての活動で行員のボランティア参加の機会を設けることで、社会への貢献の機会としています。また、メディアで取り上げられたことで、子どもの貧困という課題に企業が取り組むことの重要性について、社会全体への啓発となりました。

### 今後の課題・目標

SDGsのスローガン「誰一人取り残さない」を実現す

るためには、一社で支援できる範囲は限られており、多くの企業が支援を行っていくことが重要となります。今回施策を実施するに当たって検討した設計やプロセス、資料など共有できるところもあるかと思えます。ご興味のある企業の方のご連絡をお待ちしております。

#### 参考URL

<http://www.tokyostarbank.co.jp/profile/about/csr/development/project.html>



奨学金募集要項



シングルマザー-就労支援

## 7 地方創生に関する取組み



# 三十三フィナンシャルグループ (三重銀行・第三銀行)



## ONSEN・ガストロノミーウォーキングを通じた地域活性化への取組み

### 取組みの概要・特長

「ONSEN・ガストロノミーウォーキング」は、温泉地周辺のウォーキングコースを歩いて巡りながら地域の食事やお酒を楽しみ、温泉に浸かって疲れを癒すことで、景観や自然など地域の魅力を全て体験できる新しいツーリズムです。

(一社)ONSEN・ガストロノミーツーリズム推進機構(事務局：(株)ANA総合研究所)が主体となり、2017年から全国各地で開催されています。本イベント開催を通じた知名度向上や食文化の発信など、温泉地を中心とした地域活性化を目指しているものです。

### 取組み実施の背景等

三重銀行・第三銀行では、地方創生に資する取組みを推進しており、とりわけ三重県を中心に両行の地元(営業エリア)における地域資源の発掘・活用を通して観光による地域の活性化に注力しています。本取組みを通して、地域から世界へとさらなる発展を遂げるためには、新たなチャネルの開発が不可欠であることから、全国の金融機関で初めてとなる連携協定を、2017年11月29日、三重銀行、第三銀行、三十三総研(締結時：三重銀総研)、(一社)ONSEN・ガストロノミーツーリズム推進機構、(株)ANA総合研究所の5者で締結しました。その後は、本イベントの内容や効果を各自治体に紹介・啓蒙するとともに、開催希望の自治体と連携しながら、ウォーキングコースや提供する食材の選定など、イベント開催に向けた企画検討を進めてきました。

### 取組みの成果

2020年2月末時点で、以下の通り2回のイベントを三重県内で開催しました。

- ①2018年9月24日：ONSEN・ガストロノミーウォーキングin湯の山温泉(三重郡菟野町)参加者311名
- ②2019年11月23日：第2回ONSEN・ガストロノミーウォーキングin湯の山温泉(三重郡菟野町)参加者386名

イベント参加者へのアンケート結果を見ると、イベント満足度95%、次回参加意向94%と、参加者に大変満足いただけたものと考えています。また、①・②を通し

て宿泊率は9%となっています。

### 今後の課題・目標

今後の課題としては、宿泊付きプランの拡大や地域資源の再開発およびインバウンドの取組みに向けたプロモーションの拡充で、5者の協力関係をさらに深めつつ、地域への経済波及効果をさらに高めていきたいと考えます。

(一社)ONSEN・ガストロノミーツーリズム推進機構  
<https://onsen-gastronomy.com>



イベントコースマップ



当日の開催風景



# 鳥取銀行



## 鳥取県産ジビエの産業化支援に関する取組みについて

### 取組みの概要・特長

鳥取銀行は、鳥取県産ジビエのブランド化に向けた取組みを進めるため、地域金融機関としてのネットワークを活用し、三菱UFJ銀行、鳥取県、若桜町、八頭町、地元の猟友会や業界団体、卸・飲食事業者等と連携する体制を構築しました。

シカやイノシシの捕獲・食肉処理・販売流通における各課題への対応策をワーキンググループで検討し、特に、衛生的で安全な食肉を生産するための処理施設の整備に注力しました。若桜町にある処理施設「わかさ29工房」の鳥取県版HACCP<sup>※</sup>認証取得支援や、新たな処理施設の開設を支援し、ビジネスマッチングや商談会を通じた「とっとりジビエ」の販路開拓支援を行いました。

※食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握したうえで、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

### 取組み実施の背景等

鳥取銀行と三菱UFJ銀行は、「地方創生に関する包括連携協定」にもとづく協働プロジェクトの一つとして、農作物被害をもたらす野生鳥獣をジビエとして活用し、新たなビジネスを創出する目標を設定しました。鳥取県のジビエ活用について調査を行った結果、ハンターの育成・養成や、処理した肉の安全性の保証、都市圏への販路拡大の面で課題が抽出されました。

課題の解決に取り組む、安心でおいしい鳥取県産ジビエのブランドを確立することで、地域資源を活用した新たな産業の創出につながると考えました。

### 取組みの成果

処理施設「わかさ29工房」は、2016年に鳥取県版HACCPを取得しました。また、2019年に農林水産省「国産ジビエ認証」を取得し、全国に8ヵ所（2019年10月時点）ある「国産ジビエ認証」の認証施設の一つとなりました。同施設のシカ肉は、国際的なフランス料理のコンクール「ボキューズ・ドール2019日本代表選考会」の課題食材に選ばれるなど、品質が高く評価されています。

本件取組みのKPIとして、鳥取県内におけるシカの年間処理頭数の増加を目指し、2018年度の目標を1,600頭とした結果、最終的な処理頭数は約2,300頭と目標を大幅に上回りました。

加えて、同施設での人材育成により、食肉処理施設の新規開業が1施設行われ、処理事業者の増加にも貢献しています。

### 今後の課題・目標

2016年より開始した本件取組みは3年目を迎え、鳥取県産ジビエは現在、都市圏を中心に100ヵ所以上の店舗に販売されています。また、地元スーパーでの販売や、学校給食のメニュー化など県内でも普及が進みつつあります。

今後は、地産地消の拡大、都市圏での販路開拓を課題と認識し、官民が連携した取組みを継続してまいります。

また、野生動物による鳥獣被害は国内の様々な地域の共通課題であることから、本件取組みをジビエ産業化の成功事例へと成長させ、他地域にも展開することを目指しています。



鳥取ジビエワーキンググループでの取組み全体像





## 8 SDGs の行内浸透に関する取組み



# 阿波銀行



## 全員参加のエシカル消費活動

### 取組みの概要・特長

阿波銀行では、「あわぎんSDGs取組方針」にもとづく施策として、地域経済の発展ならびに持続可能な地域社会の実現に向けた各種取組みを行っています。その一つに「全員参加のエシカル消費活動」があります。

#### ①地産地消の実践

⇒家庭で地元産食材を積極的に購入するよう心掛けます。

#### ②マイバッグの利用

⇒全役職員にマイバッグを配布し、レジ袋は極力使わないよう心掛けます。

#### ③ハブラシ回収プログラムへの参加

⇒使用済みのハブラシをリサイクルする「ハブラシ回収プログラム」へ参加しています（ライオン株式会社とテラサイクル合同会社が実施）。当行職員だけでなく地域のみなさまにもご参加いただけるよう、全本支店に回収ボックスを設置し、循環型社会をめざしています。

### 取組み実施の背景等

#### ①地産地消の実践

豊かな食生活を送っている日本ですが、食文化の変化や食糧自給率、高いフードマイレージ等の問題を抱えています。フードマイレージとは、食材が産地から食卓に運ばれる間の「距離」と「重量」により、輸送に要する燃料と二酸化炭素の排出量を数値化したもので、輸入に頼っている日本はフードマイレージも高く、環境への負荷も大きいと言えます。地産地消を実践することによって、生産者の顔が見える安心感から消費者の心理的な距離も縮まり、消費者の「地場産品」への愛着も深まります。さらには地元産産を応援することにもなり、生産者の生産意欲の向上につながり、地域の農業従事者の衰退を防ぐことができます。

#### ②マイバッグの利用

レジ袋を含むプラスチックごみ削減の動きが世界中で広がっています。プラスチックごみは紫外線等で劣化し細かく砕けることによって「マイクロプラスチック」となり、海の生態系に悪影響を及ぼすため、私たちの「つ

かう責任」が問われています。



#### ③ハブラシ回収プログラムへの参加

これまで廃棄されるだけであった使用済みハブラシをリサイクルすることで、循環型社会の実現を目指すものです。回収されたハブラシは、植木鉢等の新しい製品に生まれ変わるほか、回収したハブラシの重量に応じて付与されるポイントを使って、任意のチャリティーに寄付することもできます。



### 取組みの成果

SDGs目標達成の第一歩として、まずは日常生活からの習慣づけを行いました。具体的な達成に向けた行動を例示することで少しずつ行内で浸透し、現在では地域を巻き込んだハブラシ回収プログラムの実施や、SDGsセミナーの依頼等をいただくようになりました。

### 今後の課題・目標

SDGs目標を達成するためには、継続して行動することが重要です。職員および地域の皆さま、産学官の連携によって、より一層の取組み強化を図り、ふるさととお客さまの豊かな未来を創造するエシカル・リーディング企業を目指してまいります。

#### 参考URL

<http://www.awabank.co.jp/kojin/sdgs/>



有識者  
コラム

# 2019年の SDGsをめぐる 世界の潮流と 銀行界の動き

株式会社日本総合研究所  
理事  
足達英一郎



あだち ● えい い ち ろ う  
1986年一橋大学経済学部卒業後、  
1990年株式会社日本総合研究所入  
社。経営戦略研究部、技術研究部を  
経て、現職。主に企業の社会的責任  
の観点からの産業調査、企業評価を  
手がける。ISO TC322 国内委員会  
副委員長。



## 危ぶまれるSDGsの目標達成

2019年9月24日、米国・ニューヨークの国連本部では、「SDGサミット」が開催された。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択から4年が経ったものの、目標の達成に向けた取組みが進んでいない現状を受け、アントニオ・グテーレス国連事務総長は、加盟国に約束を守るよう強く訴えるとともに、社会の各方面に対し、2030アジェンダの実施に向けて結集するよう呼びかけた。「私たちは取組みをさらに強化しなければなりません。今こそ、個人的にも集団的にも大胆なリーダーシップが必要なのです」と事務局長は強調した。

SDGサミット開催の2ヵ月前、2019年7月9日には、持続可能な開発目標（SDGs）に関する年次進捗状況報告書が公表されている。それによると、気候変動と国家間、国内的に広がる不平等の影響により、持続可能な開発アジェンダに関する前進が損なわれ、過去10年間で人々の生活を改善してきた多くの進歩が逆転するおそれが出ていると指摘されている。

極度の貧困削減、予防接種の普及、幼児死亡率の引き下げ、電力を利用できる人々の増大など、いくつかの分野で前進が見られるものの、他方で、前進の遅れが特に目立つのは、気候変動対策や生物多様性など、環境関連の目標に関してであるという。生物多様性に対する未曾有の脅威や、地球の気温上昇を産業革命以前との比較で1.5°Cに抑える緊急性を直視しなければならず、具体的に言えば、自然環境が恐ろしい速さで悪化しており、海面は上昇し、海洋の酸性化は加速し、2015年からの過去4年は記録が残る中で最も暖かい年となり、100万種の動植物が絶滅の危機に直面し、土地の劣化も放置されている状況にある。

さらに、環境破壊の影響は、人々の生活にも及んでいる。異常気象や自然災害の増大と激化、生態系の崩壊は、食料不安を高め、人々の安全と健康を損ない、多くの人が貧困や避難、不平等の拡大を強いられている。

## 日本の残された課題

日本国内においては、国や地方自治体、企業のリーダーが、17色をあしらったリング状のSDGsバッジを着用している光景をよく目にするようになった。大手新聞社が、東京・神奈川に住む3,000人程度を対象に行っているSDGs認知度調査でも、「SDGsという言葉聞いたこと

があるか」という質問に「ある」と答えた人の割合は、12%（1回目2017年7月）、12%（2回目2018年2月）、14%（3回目2018年7月）、19%（4回目2019年2月）、27%（5回目2019年8月）と確実に上昇を見せている。5回目の調査では、年代別で「15～29歳」が31%、職業別で「管理職」が44%と高い率を示している。

しかし、SDGsが認知されるようになってきていることと、目標達成に向けた取組みが前進していることは別だということには留意しなければならない。

持続可能な開発ソリューション・ネットワーク（Sustainable Development Solutions Network）は、毎年、国際機関や政府・非政府組織の統計をもとに、SDGs達成度を国別にスコアリングし、そのランキングを公表している。2019年報告では、日本は2018年と同じ世界15位であった。しかし、17項目の「目標」のうち日本が十分に到達していると評価されたのは「目標4：質の高い教育をみんなに」と「目標9：産業と技術革新の基盤をつくろう」の2つのみである。相当の課題が残されているとされたのが、「目標5：ジェンダー平等を実現しよう」「目標12：つくる責任つかう責任」「目標13：気候変動に具体的な対策を」「目標17：パートナーシップで目標を達成しよう」の4つである。日本国内でも男女の賃金格差は明確に残っており、近年、日本企業も女性の積極登用をアピールしているものの実態としてはまだ遅れている。気候変動対策に関しては二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量削減策の水準や再生可能エネルギーの割合の低さが課題として結果に反映されている。さらに、前年に比べて目標達成に逆行している項目が「目標10：人や国の不平等をなくそう」で、これは日本国内の格差の拡大がさらに大きくなっている事実を鮮明に映し出している。

2019年9月24日、国連で開催された「SDGサミット」には、日本から安倍首相も出席し、「12月までに、日本のSDGs推進の中長期戦略である実施指針を改定し、進化した日本のSDGsモデルを示します」と政府としての取組みの強化を表明している。

## 金融リスクとしての気候変動

2019年は、日本国内においても、異常気象や自然災害の増大と激化が顕著に見られた年であった。5月から9月までの熱中症患者救急搬送人員数は71,317人に及び、そのうち126人が死亡した。11月25日には、農林

水産省が10月の台風19号とその後の大雨などによる農林水産関係の被害額が3,000億円を超えたと発表した。9月の台風15号と合わせると被害額はさらに膨らむ。損害保険業界では、2018年、関西地方などを襲った台風21号での支払保険金額が初めて1兆円を突破したが、2019年度の台風などの自然災害による支払保険金額は、大手損害保険会社3社だけで合計1兆円を超えることが確実視されている。

11月28日、日本銀行の黒田総裁は、都内の講演で「近年、日本では、台風などの厳しい自然災害が増加しています。因果関係をはっきりさせることは容易ではありませんが、甚大な自然災害が増加している原因として、地球温暖化を指摘する人もいます。究極的には人命こそが重要ではあるものの、自然災害の影響としては、資産価格の下落や担保価値の毀損に繋がる可能性、関連するリスクが金融機関の大きな課題となる可能性もあります」という言い方で、金融安定に関する新たな論点の一例として、気候変動リスクに初めて言及した。

同日、日本銀行は、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS：Network for Greening the Financial System）のメンバーとなったことを公表した。NGFSは気候変動リスクへの対応について、メンバー間で経験を共有し検討することを目的とした、中央銀行・金融監督当局のネットワークで、2017年12月に設立された。初期設立メンバー国はドイツ、メキシコ、英国、フランス、オランダ、スウェーデン、シンガポール、中国で、わが国金融庁も2018年6月に参加している。組織内に①金融監督・ミクロブルーデンシャル部会（ミクロの個別金融機関向けブルーデンシャル監督体制を築き、現行の金融機関による環境・気候情報開示を精査。また、金融機関が抱えるグリーンな資産と、ブラウンな資産（石炭火力関連等）の違いの影響等を検証）、②マクロファイナンシャル部会（気候変動に関連した物理リスク、移行リスクによって金融システムやマクロ経済に、どの程度のリスクが及ぶかを評価・分析）、③グリーンファイナンスのスケールアップ部会（金融当局が監督行政においてESGクライテリア等をどう統合的に扱うか、あるいはグリーンファイナンスを支援する上での当局の役割等を検討）を設置している。

そのNGFSは、2019年4月17日、「統合レポート」（A call for action Climate change as a source of financial risk）を公表している。ここでは、「気候関連の金融リスクが資産評価に十分に反映していないという『強いリスク』がある」との共通認識を示し、金融監督当

局としての共同行動の必要性を強調した。また、金融システムに及ぼす気候変動リスクを把握するため、「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD: Task Force on Climate-related Financial Disclosures)」による提言にある気候変動のシナリオ分析にもとづいた定量的な気候リスク分析を求めている。加えて、政策当局が、適切なステークホルダーや専門家とともに、グリーン&低炭素な経済への移行に貢献する経済活動の透明性を拡大するためにタクソミー (持続可能性に貢献する経済活動を規定した事業分類) の開発に取り組むよう求めている。

さらに、気候変動リスクを金融機関の健全性監督対応に統合することを求める中で、「情報開示の充実を通じた市場規律の実効性向上」を考慮事項としつつも、金融機関がCO<sub>2</sub>高排出資産等を抱える場合や当局の期待にそぐわない場合の「銀行自身による経営上必要な自己資本額の検討と当局によるその妥当性の検証」や「最低所要自己資本比率規制」に触れている。

欧州委員会が採択した「持続可能な金融アクションプラン」(2018年3月)にもとづく「持続可能性のための金融」に関する制度化も、2019年に着実に進展した。6月に技術専門委員会から発表されたEUのタクソミー報告書は、7分野、67の経済活動について、タクソミー案を明らかにした。タクソミー規制化は、タクソミー自体に法的位置づけを与えるための大枠を定める規制であるREGULATION on the establishment of a framework to facilitate sustainable investmentと、「気候変動緩和」や「気候変動適応」など個別分野ごとにタクソミーの内容を定める複数のDelegated Actの二層で構成される。前者については、2019年12月17日に欧州理事会と欧州議会の合意が成立した。後者については現時点(2019年12月18日)では、まだ成案は公表されていない。しかし、フォンデアライエン委員長の率いる新たな欧州委員会執行部は、2019年12月11日に「欧州グリーンディール」と題するコミュニケーション文書を発出し、包括的な環境政策の強化を打ち出した。そのなかでは、2020年の第3四半期に、サステナブルファイナンスに関する欧州戦略を刷新することを明らかにしている。世界の金融界の潮流を作る起点としての欧州の動向には、今後も注視しておくことが必要であろう。

## 日本のTCFD提言に呼応する動き

再び、日本国内に目を転じると、G20財務大臣および中央銀行総裁の意向を受け、金融安定理事会(FSB)が

設置したTCFDによる提言(2017年6月)に呼応して、企業の効果的な情報開示や、開示された情報を金融機関等の適切な投資判断に繋げるための取組みについて議論を行う「TCFDコンソーシアム」が、2019年5月に発足した。また、10月8日に経済産業省は、TCFD提言について先進的に取り組む世界の企業や金融機関等のリーダーを集めた「TCFDサミット」を開催した。12月2日時点で、世界全体でTCFD提言に賛同する機関は909を数えるが、このうち本邦機関は207を占めており、賛同機関の数としては世界第一位である。TCFD提言に呼応する情報開示については、「気候変動対応に積極的な企業に資金が流れるためには、気候変動リスクの高い業種から資金を引き揚げるアプローチ(ダイベストメント)ではなく、エンゲージメントを通じて企業価値を向上し、その結果が投資リターンに還元されていくことが重要である」、「気候変動を巡る投資・金融に関しては、従来、気候変動リスクへの対応に重点が置かれてきたが、非連続なイノベーションに向けた取組等にリスクマネーを供給するためには、オポチュニティ(事業機会)の評価等、アップサイドに目を向けていくことが必要である」等の意見がわが国の特徴となっている。

他方で、2019年4月、物理的リスクを対象とした気候変動シナリオ分析を実施し、2050年までの影響を評価して公表する本邦銀行の事例も生まれた。同行では、気候変動に起因する自然災害の大宗は、洪水、風水害といった水災によって占められているとし、分析ではリスクイベントを水災に特定し、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)が研究の基盤としているRCP2.6シナリオ(2°Cシナリオ)、およびRCP8.5シナリオ(4°Cシナリオ)を使って、担保への影響、借入先の財務状況への影響、洪水の発生確率を考慮の上、2050年までに想定される与信関係費用の増加額を累計300~400億円と算出した。こうした試算は先進的な取組みとして評価できよう。

## わが国金融庁の取組み

2019年8月28日に公表された「金融行政のこれまでの実践と今後の方針(令和元事務年度)」には、「SDGsは企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大を目指すという金融行政の目的にも合致している。金融庁は、SDGsが中長期的な投融資リターンや企業価値の向上につながる形で実現されるよう、関係省庁や民間企業とも連携してSDGsを推進し、各方



面で取組みに進捗が見られる」、「昨年12月に公表した『金融行政とSDGs』に示した基本的な方向性に従い、SDGsの推進に積極的に取り組む。我が国では、世界で最も多くの企業がTCFDに賛同しておりTCFDを活用する動きが広がっている。今後は、TCFDコンソーシアムにおける議論への貢献等を通じて、TCFD提言に沿った開示の充実を自主的に目指す企業をサポートしていく。また、気候関連リスクに対して強靱な金融システムを我が国のエネルギー政策とも整合的な形で構築していく観点から、気候関連リスクの管理に関する課題等について、関係省庁や金融機関との対話等を通じ、官民の認識を深め、ベスト・プラクティスの蓄積・共有を図るとともに、金融監督やモニタリングのあり方に関する国際的な議論に貢献していく」との記述が盛り込まれた。

一方、金融庁に設置された「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」は、2019年12月11日の会合で、その改定案を明らかにした。機関投資家の行動指針（スチュワードシップ・コード）に「投資戦略に応じたESG要素を含む中長期的な持続可能性の考慮にもとづく建設的な『目的を持った対話』（エンゲージメント）などを進めるべき」、「投資戦略に応じて、サステナビリティに関する課題を考慮するか、考慮する場合にはどのように考慮するかについて明示すべき」等の表現を盛り込む。2020年3月に適用開始となれば、2017年5月以来約3年ぶりの改定となる。当該コードに強制力はないが、直接金融を巡るこうした動向は、間接金融における金融機関の行動にも、一定の影響を及ぼすことになる。

## 本邦銀行界の概観

全国銀行協会が、会員銀行に尋ねた2019年の「SDGs/ESGに関するアンケート調査」（回答118行）では、「SDGs/ESGに関する取組みを行っていますか」という設問に対して、全体の80%が「行っている」と回答している。これは昨年調査の45%から大きく増加しており、この1年間に本邦銀行界の認識も大きく変化したということができよう。

ただ、その内容を尋ねた設問では、「経営への統合（SDGsを用いて事業計画を説明）」を「行っている」とした銀行は21行（23%）にとどまっている。私見ではあるが、本邦銀行界は、まだ既存事業やCSRの取組みをSDGsの17の目標に事後的に紐づけることに終始しているケースが少なくないと感じられる。気候変動をはじめとする目標達成のための新たな取組みを、従来型の社会

貢献活動や行内施策の拡充という視点ではなく、商品開発や新たな業務プロセスの導入といった金融本業で構想している事例は必ずしも多くはない。この点に、克服すべき課題があるといえるだろう。

## 責任銀行原則からの示唆／結びとして

先行していた責任投資原則（PRI）と持続可能な保険原則（PSI）に続き、2019年9月22日、132の署名機関の賛同のもとに「責任銀行原則（PRB: Principles for Responsible Banking）」が発足した。これは、銀行業の持続的な発展が、パリ協定やSDGsなどの目標が示す長期的に持続可能な社会の繁栄に大きく依存していることを認識した上で、銀行自らが価値創造を行う過程で環境や社会や経済にも実質的な貢献をするという、金融仲介機関として自らの果たすべき責任を明確にするという趣旨の原則文書である。

具体的には、以下の6つの項目から責任銀行原則は構成されている。

原則1：整合性（アラインメント）／事業戦略を、持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定および各国・地域での枠組で表明されるような個々人のニーズおよび社会的目標と整合させ、貢献できるようにする。

原則2：インパクトと目標設定／人々や環境に対して、事業および提供する商品・サービスがもたらすリスクを管理し、ネガティブ・インパクト（悪影響）を低減する一方で、継続的にポジティブ・インパクト（好影響）を増加させる。そのために、重大なインパクトを与える可能性のある分野に関して目標を設定してそれを公表する。

原則3：顧客（法人・リテール）／顧客と協力して、持続可能な慣行を奨励し、現在と未来の世代に共通の繁栄をもたらす経済活動を可能にする。

原則4：ステークホルダー／これらの原則の目的をさらに推進するため、関係するステークホルダーと積極的に協力する。

原則5：ガバナンスと企業文化／効果的なガバナンスと責任ある銀行としての企業文化を通じて、これらの原則に対するコミットメントを実行する。

原則6：透明性と説明責任／これらの原則および全体的な実施状況を定期的に見直し、ポジティブおよびネガティブ・インパクト、および社会性目標への貢献について、透明性を保ち、説明責任を果たす。

興味深いのは、この132の署名機関の内訳構成である。署名機関数を総資産規模ごとに見ると最も多いのは、



100～500億ドルの規模の機関であり、決してグローバルに活動する大手銀行ばかりが署名機関になっているわけではない。同時に、本原則の起草メンバーにはブラジル、エクアドル、メキシコ、エジプト、ナイジェリア、ケニア、南アフリカ、中国、インド、トルコ、マレーシア、タイ、モンゴルといった新興・発展途上国を本拠とする銀行が多く名を連ねていることも特筆すべき点だ。

世界では、多くの銀行が、他行と差別化するため、顧客により信頼され支持を獲得するため、自行のブランドを向上させるためといった目的で、持続可能性（サステナビリティ）重視へと経営の舵を切っている。日本国内では、「法人顧客や個人顧客の銀行選別の要素にはなっていない」という意見が大半だが、世界の潮流のなかで日本だけが異質だという状況がいつまでも続くとは言い切れない。